

## 英国弾劾制度

佐 藤 立 夫

第一章 英国弾劾制度の起源

第二章 弾劾制度の歴史的発展

第三章 権利剝奪法

第四章 貴族裁判

第五章 スチュアート王朝以後の弾劾事件

第六章 ハノーヴァー王朝以後の裁判官弾劾事件

結 論

### 第一章 英国弾劾制度の起源

現代の弾劾制度は遠くその起源を、イギリス中世の王会 (Curia Regis) に発する<sup>(1)</sup>。王会の構成については司教<sup>ビショップ</sup>、バロンたちから成る国王の輔翼者たる一団と他は国王直属の受封者 (tenant in chief) の一団があり、前者は小会議 (lesser curia)、後者は大会議 (magna curia) といわれ、小会議は司法、行政機関に、大会議は貴族院、さらに議會に

發展していった。受封者は大バロン (greater tenants or Barones maiores) と小バロン (lesser tenants or Barones minores) に分かれ、前者は国王によって個別的に召集され、後者は国王により州長官を通じて一般的に召集されていた事実は、大憲章<sup>マグナ・カルタ</sup>第十四条「国民議會を開会するため朕は書状により個別的に大司教、司教、修道院長、大バロンを召集し、そのほか朕は州長官を通じて一般的に朕より封地を賜つた小バロンを召集する」によって明らかである。バロンの區別は相続の場合に州長官に相続税を納付するものが小バロン、国王に納付するものが大バロンといわれる。<sup>(2)</sup>

元來彈劾制度は、イギリスでは議會が政府を監督する一手段として国王の大臣又は裁判官、高官に非行ある場合、法の不備欠陥その他権力者の干渉等のため普通の刑事裁判をもってしては法適用の公正を期待しえないとき行使される高官訴追制度として發展してきたものであり、直接の目的は大臣、裁判官、高官の非行と無能とをコントロールし、彼等を罷免することにあつた。彈劾制度は十四世紀に国王の寵臣に打撃を喰わす有効な制度として創設されたもので、當時下院は非行を犯した大臣、裁判官たちをコントロールし罷免する手段としては彈劾に代わる有効な手段を持たなかつたのである。<sup>(3)</sup>しかるにその後議院内閣制の確立に伴つて、その有効性を漸次喪失するに至つたことはいうまでもない。

彈劾制度は王會が司法作用を持つことから生まれたものであることは既に述べた通りである。スタッフスによれば王會の権限は高等裁判所 (The power of curia Regis as a high court of justice) である点に求められる。<sup>(4)</sup>この司法作用は議會が両院に分離して以來上院に繼承されたものである。

スタッフスはこの点につき、「高等法院では国王の個人に対する告発について聴聞が行われ重罪を犯した者に対しては国王の判断を受理承認する」という、ヘンリー三世(一二一六—一二七二年)時代には司法権は強化した国王の裁判

所に奪われたが重罪を犯した犯人に関しては尚残存し、貴族の特権の発達は貴族の集会である国民会議は同輩を裁判したり刑罰を科するための貴族の集まりの性格を持つようになった。

アングロサクソン時代のイギリスでは賢人会議(Witenagemot)という国王を中心とする貴族の団体があり、その構成についてはタスウエル、ラングミード<sup>(5)</sup>は、州長老もしくは州長官(caldeman or governors of shires)、司教、修道院長、豪族(thane)、賢人(Witan or Sapientes)といふ、マリオットは王族・宮内官・司教・修道院長であったといっているが、何れも之等の学者の見解は賢人会議は一種の貴族団体から構成されていた点については異論はなく、その権限も立法、司法、行政の全般にわたり国王とともに立法に当たり、租税を賦課徴収し、国家の最高政策の決定、宣戦の布告、平和条約の締結および最高裁判所の権限を果たすなど極めて広範なものであった。<sup>(6)</sup> 会議は公開で自由民は会議に列席し、審議に同意もしくは反対することができた。<sup>(7)</sup>

しかるにノルマン征服後(一〇六六年)この賢人会議に代って登場したのが王会である。ノルマンのウィルム征服王は王位を合法的に継承するため従来のように議會を召集したが、これを組織するものは依然大司教、司教、修道院長、州長官、騎士等であった。国王は早くからヨーロッパ大陸における封建制度の弊害を体験し、イギリスにおける封建制度を阻止しようとしても既にノルマン征服後「主人と家臣」との関係において封建制度の萌芽の見られていたイギリスでは賢人会議の構成と封建的知行者のイデオロギーを最もよく反映し、その名称も王会と改称され、その権限も立法およびその他重要な行政上の問題につき「助言と承認」を国王に与えるのみならず司法機関としては、かつての賢人会議の上訴管轄権(the appellate jurisdiction of the Witenagemot)と封建的家臣裁判権(the feudal court of the Kings vassals)が併存していた。<sup>(8)</sup>

王会が行政部門においては国王の顧問府 (Kings Council)、司法部門では国王の裁判所 (Kings Court) としての機能を果たしたことはメイドランドの説く通りである。<sup>(9)</sup> 当王会は貴族のための第一審であり、国民のための控訴審であった。<sup>(10)</sup> そしてヘンリー一世の治世(一一〇〇—一一三五年)から王会という名称を付した最高裁判所によって顧問府の裁判権が行使されていた。<sup>(11)</sup> しかしこのような強大な顧問府の権限に対し立法権を議会に移譲し判例法又は成文法を改正する権限は議会の専権に属すべきものとなし、上下両院およびコモン・ロウ裁判所は共同戦線をはりコモン・ロウ裁判所は当該裁判所の誤判に対しては顧問府ではなく議会によって修正せられるべきことを主張した。議会がいわゆる議会の最高裁判所 (High court of parliament) として発足するに至ったのはこのような事情に由るといわれる。<sup>(12)</sup>

この王会から後に(1)王座裁判所 (Kings Bench) (2)民訴裁判所 (Court of Common Pleas) (3)財務裁判所 (Court of Exchequer) が分化発達した。エドワード一世の時代までは之等の裁判は各々独自の裁判官を持っていたが裁判の不正を救い裁判官の誤判を正すことは顧問府の権限であった。この二つの視点から大法官裁判所 (Court of Chancellor) と上院の上訴管轄権 (Supreme appellate jurisdiction of the House of Lords) が発達してきたものである。<sup>(14)</sup> メイドランドは一二〇五年イギリス最初の議会議事録の編集緒言において、「議会の起源は立法や課税にあるよりも寧ろ裁判にあった」といっているが、<sup>(15)</sup> この説についてはステイヴン、バスク、ポラード、リッチェスも同調している。<sup>(16)</sup> このように上院の裁判権は王会の分化展開過程にその起源を持つものと断定してよいだろう。

(1) 詳細は私の「英国弾劾制度の起源」比較法学第二三卷一号参照。Marrlott, English political Institutions, 1948. p. 137. 高柳、未延、英米法辞典一一六頁。

(2) Marrlott, op cit. p. 136. Anson, Law and Custom of the English Constitution, 1907. vol 2. Crown, part 1, P. 76.

- (3) Wilkinson, *Constitutional History of Medieval England, 1307-1399*, vol 2, 1925, p. 6.
- (4) Stubbs, *Constitutional History of England*, 1973, II, p. 236 ff.
- (5) Taswell-Langmead, *English Constitutional History*, 1886, p. 31 f.
- (6) Marriott, *op. cit.*, p. 136.
- (7) Macnalty, *Local government*, p. 1949, p. 2.
- (8) Taswell-Langmead, *op. cit.*, p. 150.
- (9) Maitland, *The Constitutional History of England*, 1955, p. 63.
- (10) Taswell-Langmead, *op. cit.*, p.10.
- (11) L Dale, *Principles of English constitutional History*, 1902, p. 49.
- (12) 未延'イギリスの最高裁判所'比較法研究(一)三頁。
- (13) Taswell-Langmead, *op. cit.*, p. 150f
- (14) Marriott, *op. cit.*, p. 302.
- (15) Maitland, *Memoranda de parlamento'* 未延・上掲論文二頁。
- (16) Stephen, *History of the Criminal Law of England*, vol 1, 1833, p. 145, Pasquet, *The origin of the House of Commons*, p.197; Pollard, *Evolution of the Parliament*, 1920, p 2 chap, Ridges, *Constitutional Law of England*, 1905, p.178.

しかるに国王が裁判に干渉することを全面的に中止した十五世紀までは裁判権が国王に専属するか議会に所属するか明らかでなかったし、裁判手続も区々にしてその間に何等統一性がみられなかった。<sup>(1)</sup> 例えばジョン王(一一九九—一二一六年)には議会が国王個人に対する訴追を審理し、重罪の時は王が裁判して議会がこれを認証することになっていたし、ヘンリー三世時代(一二一六—一二七二年)は議会の裁判権は宮廷裁判所(Royal Court)の強化によって縮小

され、重罪犯人や高官のみが裁判権を行使するにすぎなかった。<sup>(2)</sup>その後エドワード一世(一二七二—一三〇七年)時代に初めて議会の司法作用は立法化された。これは議会議事録第一巻に掲載されている。<sup>(3)</sup>

(1) 貴族は罪の如何を問わず司法裁判所としての上院によって審理される。叛逆罪およびそれ以外の罪を犯した庶民は大陪審 (grand jury) としての下院によって訴追又は弾劾される。

(2) 一旦弾劾が開始された時は裁判が確定するまでは議会の停会や解散によって妨げられるものではない。

(3) 国王の恩赦は弾劾には及ばない。

(1) Maitland, op, cit, p. 214f

(2) Stubbs, op, cit, II, p. 236f

(3) Stephen, of, cit, p. 1461.

その後十四世紀の中頃までに次のような弾劾事件が起こっているが、ダヴィット (David) 事件にみられるように、ここでの弾劾手続は同一議會で訴追し裁判するという意味で、これを現代の弾劾制度の起源を示すか否かについては論争のあるところである。

(1) 一二八三年のダヴィット事件<sup>(1)</sup> 本件はエドワード一世に対する叛逆罪の廉で訴追され、裁判は一二八三年九月三日に召集された。国会の一種である Shrewsbury で行われた。「各界の執行官は二人の騎士を選任し、二十の県及び自治邑の代表は、それぞれ二人の代表を選出する。七人の伯爵、九十九人の男爵、十九人の学識官、裁判官、評議員、すべての城の警察吏らが特別令状によって召集された。Shrewsbury で審理され叛逆罪の廉で有罪の判決を受けた。

(2) 一二八九年ホーナム (Heugham) 一三四九年には首席裁判官ソープ (Thorpe) の二人が弾劾された。<sup>(2)</sup>

(3) エドワード一世の二十一年、二十二年(二二九一年)ヨーク大司教が追放されたユダヤ人の負債を肩替りした廉で弾劾された。<sup>(3)</sup>

(4) エドワード一世の三十三年(二三〇四年)にセグレーヴ(Nicholas de Segrave)はスコットランドと交戦中クランヴェル(John Crumbwell)と抗争して軍隊を離脱して国王の軍隊を危険に陥れ国王の特別命令を順守することはできなかつたことが反逆罪に問われ顧問府よりも寧ろ議會から有罪の判決を受けた。ヘールは本件は重要な反逆罪に該当すると述べている。<sup>(4)</sup>

(5) 一二二一年にはガーベストーン(Gaveston)は反逆罪の廉で、<sup>(5)</sup>一二二二年および一二二六年にはデスペンサーズ(Despencers)は王権剝奪の廉で弾劾された。<sup>(6)</sup>

(6) 一二三一年のモーチマー(Mortimer)事件は反逆罪、重罪に関する弾劾条項十四箇条でランカスター(Thomas of Lancaster)と同一条件で有罪の判決を受け、ランカスターと同様に罷免された。彼は上院で審理され、コモン・ロウ裁判所で審理されなかつた。上院では国王の承認の下で、死刑の宣告をした。

(7) エドワード三世の四年(二三五〇年)のトーマス・パークレイ(Sir Thomas Berkeley)<sup>(7)</sup>事件 本件はエドワード二世の暗殺事件に関連するものであり、議會のみならず陪審による裁判手続を明らかにしたものととして著名である。パークレイは議會に出頭し、彼とマルトラバース(John Maltavers)へ拘禁を申し渡したエドワード二世の死によって無罪にされたが、パークレイ城で何故殺害が行われたかについて質問をうけた。彼はこれについて同意しなかつたし議會が開会するまで知らなかつたと答えた。そして城は彼のものであり、国王は彼にマルトラバースの安全な拘禁を申し渡したと答弁した。しかし殺害のとき彼はブラッドリーで病床にあり誰も殺すことはできなかつたと答えてい

る。この記録によると第一に、この訴訟では陪審制が議会に導入されており、次に被告が特定の被疑事実に基づく防衛が申立てられるまで尋問されたということである。最後に陪審員が一般に有罪か無罪かということだけでなく特定の防衛について評決を与えることを示している。

エドワード三世二十五条によれば貴族や高官は上院によって審理されることを規定している。最も普通に行われる手続きは議会における国王への罷免請求決議 (address) を下院でなす。そして犯人が法律にしたがって処罰されることを請願する。請願人は国王から激励を受けた後、弾劾条項を提出して出廷し有罪の判決を要求するのである。<sup>(8)</sup>

- (1) Stephen, *op. cit.*, vol. I, p. 145, Stubbs, *op. cit.*, p. 236f
- (2) Stephen, *op. cit.*, vol. III, p. 251.
- (3) Campbell, *Living of the Chief Justice*, 1874, I vol., p. 76, 91 f.
- (4) Stephen, *op. cit.*, I p. 147, II, p. 245.
- (5) Stephen, *op. cit.*, II, p. 245 f.
- (6) Stephen, *op. cit.*, II, p. 246, Plucknett, *The Origin of Impeachment*, *Transactions of the Royal Historical Society* 4 Series, vol. XXIV, 1942, p. 58 ff.
- (7) Stephen, *op. cit.*, I, p. 147.
- (8) Simpson, *Federal Impeachments in University of Pennsylvania Law Review*, May, 1916, vol 64, p. 652

ステイヴンは、これらの事件を弾劾事件とみなし、一二八三年のダウイット事件に、その起源を求めているが、多数の学者により認められているようにエドワード三世の五十年即ち一三七六年の善良議会 (good parliament) においてハラムやスタップスが英国憲政史上言葉の完全な意味で“impeachment”<sup>(8)</sup>といわれるようになった。



これは弾劾によって、意味されるものが「下院によって訴追され、上院これを審理する」ということであれば疑もなく真理である。<sup>(1)</sup>これはタスウェル、ラングミードの認めている二人の貴族ラティマー(Lairner)・ネヴィル(Neville)および四人の庶民ライオンズ(Lyons)、エリス(Ellis)、ジョーチ(Peachy)、バリー(Burry)事件である。議会は情報収集に長期かつデリケートな経過を経て不正事件の発見に努めた。五月十八日下院はラティマーとライオンズを告発し、十九日には証拠が提出され下院がライオンズの逮捕を要請した。ネヴィル卿の訴因は背任と詐欺罪である。上院では証拠不十分のため審理しなかったが、下院では弾劾条項を委員会で審理し判決が下されるよう裁判官を選任する決議をした。六月にラティマーとライオンズは形式審査に付せられ、<sup>(3)</sup>ラティマー卿以下五人は何れも国帑関係の詐欺による不正事件を問われた。そこで上院はこれを審理し、その審理に付せられなかったバリー以外はすべて有罪に処せられた。ラティマー卿は永久に内閣から追放され懲役に、ネヴィル卿は官職を剝奪され、ライオンズ、エリス、ピーチーは禁錮刑に処せられた。<sup>(4)</sup>バイクはライオンズ事件、<sup>(5)</sup>メイトランド、<sup>(6)</sup>マスターマン、<sup>(7)</sup>ローランドはラティマー及びライオンズ事件、<sup>(9)</sup>ハラム及びコックスはラティマー事件を弾劾の最初の先例としているが、この一三七六年説は弾劾制度の起源に関するイギリスの通説といえると思ふ。<sup>(11)</sup>最近ではこの問題に関し重要な研究をなしたウイルクソンとブラクネットの両教授及びクラーク女史も同じ見解である。<sup>(12)</sup>

一三七六年に召集された善良議会会期の冒頭で大法官クニネット(Knynett)は召集の趣旨を国王に代わって述べ、この時も英国の危機打解のために新たな戦費の徴募が提案された。しかしこの会議に新たな意味を付け加えるのは、大法官が出席者全員に対して、瀆職の処罰を背景として、国王政府の行政への批判を述べ、適切な改革を提案するよう命じたことであった。

下院の審議の中で、政府財政の浪費の問題が中心となり、ラティマーとライオンズが最大の受益者となっているカレー (Cairns) の英国商館の閉鎖も案として出された。議論は次第に個人攻撃の色彩を強めて行った。下院にもともとラティマーとその仲間を訴追する意図はなかったと考えられるが、票決すべき支出額の減少という口実のもとにその決議にまで至ったのである。<sup>13)</sup>

五月二日、議会の全体会議でメア (Peter de la Mare) は、下院は国王を助けるのに異論はないが、この援助を最も効果的ならしめるために、その不正な取引で王室財政を窮迫させているラティマーの訴追と審理を要求すると主張した。彼は事案の解明のため、例外的手続ながら、二人の元財務官、スクロップ (Scrop) 卿とエクスター (Exter) 司教の宣誓による証言を求めた。ランカスター公はこの提案を封じようとしたが失敗した。公はこれによって、下院がメアの影響により、この事件の調査に名を借りて、彼の一派が政権の座について依頼の全政策を批判の対象にしようとしていることを知った。最も大きかったのはスクロップ卿の証言で、彼が在職中財政に大きな損失となったラティマー、ライオンズ等の責任を明言した。五月十九日にメアはラティマーとライオンズの逮捕を求め、実現させた。二四日にさらに新たな訴追理由が追加された。ラティマーは Saint-Sauveur-le Vivante の城の破壊を扇動し、 Becherel の救助を禁じ、その裏切りの代償として多額の金を受けとったとするものである。上院はこの訴追をうけたが、下院ではラティマーの訴追について一度も票決をしていなかった。あったのはメアの演説に対する歓声と拍手だけである。Anouvalle Chronicle (一三三三—一三八一) の審理は記録によると長い期間を要したようであるが、その詳細は不明確な点が多い。はじめにラティマーは貴族であるからそれにふさわしい裁判を要求するとともに、いかなる訴追者に対しても回答する用意があることを明らかにした。これによって、彼はこの裁判が提起する基本的な法律問

題の所在を示そうとしたのである。いかなる機関が訴追の権限を有するのか。いかなる事件につき彼は訴追されているのか。下院は自ら訴追機関となろうとはしなかった。下院は訴追理由をさらにふやしたが、訴追事由と思われる事項と単なる噂の混同がみられた。下院の代表は困惑のあげくに、彼等は国王の名において行動しているものであり、訴追全体をとりさげる意図のないことを回答した。

このような不利な状況下でラティマーは自己の潔白を明らかにしなければならなかった。彼は Saint-Sauver-Le-Viconte 城と Becherel の喪失について一切の責任を否認した。この件についての訴追がラティマーの敵側の資料に依拠していること、彼が一切を国王の承認の下で行ったことも付け加えた。彼の通商関係の疑問への弁明はより説得力に乏しかった。買収の疑惑の持たれた人物への支払いリストを記した明細書の存在は、彼への疑惑を裏付けるものと見られた。この件でも彼は国王の承認があったことをもって正当化せんと試みた。

最終的にラティマーに対して下された判決は罰金と禁固刑であったが、禁固の期間は国王の裁量に委ねられた。判決はまた、国王が受理した請願の形でラティマーの一切の公職からの追放も宣告した。

細かい資料がないためにこの審理の法的検討には困難がある。法規範を引き出すことも必要なことだが不可能である。ここでは、被訴追人が極めて不利な立場におかれていたことだけを確認すべきであろう。

下院は告発はしたが正式の訴追をしていない。それもあまい理由を叫び立てるだけで、言う方は容易だが反発するのは困難であった。すなわち、第一に被疑事実は正確に特定されていなかった。ラティマーは高等裁判所（上院）に対して特定を要求したが、得られなかった。第二に、立証責任がある意味で逆転していた。被疑者側でその行為の合法性を立証しなければならず、訴追側は違反事実の立証をもとめられなかった。

ラティマーの被疑事実が真実か否かの問題は極めてむづかしい<sup>(14)</sup>。スタッフス：T.F.Tout、ブラックネットはこの問題を避けている。彼の被疑事実は次の三種に分類できる。第一に、Becherel等の喪失の際の反逆罪にあたるもの、第二に、カレールの商館における羊毛取引の禁止に関するもの、第三に、その他の様々の汚職。

第一の反逆罪関係は上院もこれを判決中にふれなかったことからみて根拠なしと見られる。第二点目については、歴史家たちも事実を明らかにしえずにおり、我々も原状のところ回答不能である。ただ、ラティマーの責任が明白ではなく、又、彼だけの責任でもないことだけは断定できそうである。残るのはその他の雑多な疑惑である。歴史家が我々に伝えるところによると、ラティマーは誠実さを絵に描いたというタイプの男ではなかったようだ。一方、告発者のメアの方は非常に純粹な人物とされている。しかし、彼が正義感だけで行動していたとも考えられない。要するにラティマーの訴追は政治的であり、彼は政治上の闘いをしていたのである。

政治抗争の枠内でとらえると、この弾劾はワイケーム (William de Wykeham) の訴追への当然の反動であった。

一三七一年、グラント (Jean de Gand) に動かされた議会のメンバーは現職の大臣の更迭を実現させた。このときに敗れた勢力が五年後に失地回復を試みたのが七六年の善良議會であった。但し、このときには大臣だけでなく王室顧問官も直接に権力を掌握していた。前者は議会の従来の手続によりこれを罷免させることができるが、王権の最後の砦である後者を退けるには非常手段が必要であった。この必要から生まれたのが弾劾の手続である。ラティマーを攻撃し、その行為を問題にするということは、国王を非難し、枢密院に対する統制権を主張することであった。そのため、下院の要求により、国王は何人かの新枢密院メンバーの選任要求に応えなければならなかった。

「善良議會」の成果は東の間の命であった。この議会の多数派の支柱であった Prince Noir が六月六日に死去し、

ランカスター公が再び勢力を回復することができた。新たに選ばれた枢密院メンバーは罷免され、メアは投獄された。一三七六年の弾劾から明確な結論を引き出すことはためらわれるが、この一〇年後のケースはより異論のない形でそれを裏書きした。

ロンドン大学のブラクネット教授やトロント大学のウィルキンソン教授のような憲政史家が弾劾制度の起源について関心を寄せてきたことは注目に値する。<sup>(15)</sup> 弾劾制度は議会手続の中で最も特色的なものの一つであり、屢々政戦の決定的武器として議会の固有の権限と見做されてきた。そして現代ではアメリカ憲法のみならず各国憲法でもその有効性を証明してきた。<sup>(16)</sup>

最近ではクラーク女史は弾劾制度の起源を真剣に研究しているように考えられる。<sup>(17)</sup> 彼女は、「第十四世紀研究」所載の「弾劾の起源」で次のような結論を導いた。第一に、一三七六年の弾劾は大胆にして珍しい事件であった。怒れる党人の喧噪を満足せしめるために工夫されたこの即席料理は二つの全く相異なる方向に意識的に分裂した時代に行われたものである。一方には民刑訴訟手続はコモン・ロウの原理に基づき正当な手続によってなされなければならないという強い要請があったし、他方では大臣その他の高官を訴追するためには十分にして強力簡素な例外手続によるに非ざれば官職上の非行を阻止するための有効な手続が得られないことが痛感された。このテイレンマに、当時の人々もエドワード三世の末期にこれを自覚していた。<sup>(18)</sup> エドワード三世時代には、いやしくも罷免請求決議に対する回答が法律問題の決定を包含する場合には、その罷免請求決議の決定は委員会ではなく上院自体によってなされるべきであるとした。<sup>(19)</sup> この解決をクラーク女史は罷免請求決議のうちに発見した。即ち一三四八年にはウエゼム(Weseman)とサートン(Ciryton) に対して、一三六八年にはリー(Sir John Lee) の弾劾事件に対して下院は刑訴手続を開始する

ため普通の罷免請求決議を用いた。その後一三七六年のラティマー事件において議会在が訴追を提案する機関として下院の権利を主張し、下院は大陪審の訴追機関となった。それ故のクラーク女史によれば下院における弾劾は国民の大陪審による告発に類推されるものであった。<sup>(20)</sup>

十四世紀の初期には煽動的性格を持つ犯罪を審理する場合、告発の外に各種の方法があったことが知られている。それらはクラーク女史によれば弾劾制度の発展は罷免請求決議から告発への変遷であった。女史は右の議論の中で議会上における一般の罷免請求決議は刑事上の告発を提案するのに有効であったことを二つの例で説明している。第一に、一三四八年に三つの罷免請求決議が議会上に提出されている。一つの罷免請求決議は関税取立請負商人を下院が告発した。商人は人民に対して圧制と迫害を加えた廉で議会上から弾劾された。二の罷免請求決議は王費で羊毛管理に当たっていた商人の共謀事件で、そこで不正な目方を調査し顧問府の助言によって犯人の処罰を要求した。国王はこの事件を聴問し決定するため顧問を任命した。三の罷免請求決議はイングランドの全商人が貿易商に運河横断護送船にシリング一裏を支払ったが護送船が間に合わなかったという廉で告発した事件である。以上三つの罷免請求決議の中で二つについては下院が議会上で聴問することを望んだ。これについて国王は議会上の聴問を約束しなかったが恐らく顧問たちの面前で聴問決定をなすものと解される特別委員を任命した。罷免請求決議名簿には犯人の氏名が記載されていないことは注目すべきことである。ウエゼムとサートンが議会上と顧問府に対し下院が彼等を訴追した法案を審問し顧問府で十分答弁することを望む旨の罷免請求決議を提出したが、これに対し何等回答がなされなかった。高官の非行については下院が訴追していたのである。クラーク女史によって指摘された第二の例は、一三六八年王室調度局長リイ事件である。国王は貴族及び数名の下院議員を晩餐会に招待した後リイ卿を召喚し、罰金を科し、ロンドン塔に投獄

した。当時アイルランドの下院も庶民を告発した。手続は恐らく善良議會における弾劾手続と相似したものであったと想(21)ふ。

- (1) 一二八三年説をとったステイヴンも、かかる意味での弾劾制の起源を通説に従って一三七六年のライオンズ、ラチンゲール、ネヴイル、エリス事件に求めよう。(Stephen, op. cit. I, p. 148 f.); Esmein, *Elemente de droit constitutionnel francaise et comparee*, p. 141.
- (2) Taswell-Langmead, op. cit., p. 280.
- (3) Plucknett, op. cit., p. 69 f.
- (4) Taswell-Langmead, op. cit., p. 280; Stephen, op. cit., I, p. 649; Wilkinson, op. cit., p. 205.
- (5) Pike, op. cit., p. 205 note 2; Stephen, op. cit., p. 149.
- (6) Maitland, op. cit., p. 215.
- (7) Masterman, *History of the British Constitution*, 1927, p. 68.
- (8) Rowland, *Manual of the English Constitution*, 1859, p. 97.
- (9) Hallam, *Constitutional History of England*, 1880, I p. 350 f.
- (10) Cox, *Institutions of the English Government*, 1863, p. 229.
- (11) *イギリスの憲法* (Gneist, *History of the English Constitution*, 1886, vol II, p.18) 'ポーツ (Port, *Administrative Law*, 1929, p. 34) 'ローレンツ (Philips, *Constitutional Law of Great Britain and the Commonwealth*, 1925, p. 69) 'ヤーニ (Mohl, *Die Verantwortlichkeit der Minister*, 1837, S. 604 ff) への同義語である。
- (12) Plucknett, *Impeachment and Attraction*, p.146, Wilkinson, op. cit., p. 205, 207.
- (13) Taswell-Langmead; op. cit. p.280; Plucknett, op. cit., p.280; Stephen, op. cit. vol I, p.148 f; Desmottes: *De la responsabilite penal des ministres en regime parlementaire francais*, 1969, p.57-63.
- (14) Desmottes, op. cit., p.63.

- (15) プラクネット制度には何れも周到緻密な二つの王立歴史学会に対する報告書がある。Plucknett, *Origin of Impeachment*, Read 15 March 1941; *Transactions of the Royal Historical Society* 4 series, vol. X XIV, 1942, *Impeachment and Attainder*, Read 13 December 1952, op. cit. 5 series, vol. III, 1953.
- (16) Wilkinson, op. cit. II, chap. 6.
- (17) M.V. Clarke, *The Origin of Impeachment in Oxford essays in mediæval history presented to H.E. Salter in Fourteenth Century Studies* p. 242-272.
- (18) Plucknett, *Origin of Impeachment*, p. 48.
- (19) 末延 上掲論文三頁。
- (20) Plucknett, op. cit. p. 511-53.
- (21) *ibid.*, p. 53.

エドワード三世(一二三七—一三七七年)末期の失政を匡正するために召集された善良議會は下院が大臣や顧問たちを直接攻撃するため、ジョン・グラントの公然の反対にも拘わらずラティマーその他を弾劾した。ここでの弾劾の新しい手続は「下院によって訴追し、上院これを審理する」という方式であった。これは既にエドワード二世時代にもその萌芽をみた驚くべき革新的政治思想を意味する。

第一に、これは支配者に対すると同じく国民に対し国王の大臣の責任制を確立したことである。

第二に、高等裁判所としての議會について重要な意味を持つ。すべて之等の訴訟手続で議會はそれ自体裁判所の機能を要求した。下院が議會における審理を要求したとき上院は国王の高官の要求に反してこれを審理することによって下院と協調した。結局議會における裁判権は国王と王の顧問府から上下両院に移譲した。

第三に、そのことは議會はもはや国王に従属する機関ではなく国王は両院と協調しなければならぬことを意味した。



このことは議会の国王に対する従属への挑戦を意味する。国民は国王とともに議会を通じて弾劾権を分担することになった。善良議会における弾劾事件は国王を「議会の中の国王」の線まで引下げた。かくして君主主権 (Sovereignty of King) から議会における君主主権 (Sovereignty of the King in parliament) への道が拓かれた。

第四に、善良議会は一三七一年以後形成されつつあった政治的序列の決定的性格を明らかにした。結局個人的君主制度の権力は最後に挑戦され部分的には没落した。<sup>(1)</sup>

善良議会の活動はリチャード二世の死とともに終った十四世紀のイギリス政治史に新しい転機をもたらした。上下両院は百年戦争を支持した国王との連合を願って議会の裁判権および国民に対する大臣責任制を確立した。弾劾制度は、これに対して一つの指針を与えるものであり、下院は恰も裁判所において陪審員である如く、高官に対して告発をなし、上院は大法官又は上院議長主宰の下で領主裁判所 (Seigniorial Court) の公訴官として活動するようになる。

一三七六年説の重要性は国王の指導なしに下院の弾劾は犯人に対する告発をもって始まった点にある。これは従来国王およびその顧問たちに対して不正行為を匡正するためになされた伝統的罷免請求決議に代った点に重要な意味を持つ。罷免請求決議は同意もしくは拒否されるが弾劾による告発はコモン・ロウから継承された法的手続にして権限として犯人の審理を要求するものであり、下院は議会の裁判所としてコモン・ロウの手続を採用する。これはプラクネット教授やクラーク女史も指摘する如く罷免請求決議による手続から告発の手続への変遷を意味する。ラティマー事件では告発に対して議会は聴問しコモン・ロウの手続を採用した。<sup>(2)</sup> 現代と同様十四世紀でも高官に対する告発は陪審によってなされる犯罪の申立を意味したのである。<sup>(3)</sup>

(1) Wilkinson, op. cit, vol 2, p. 53 f.

- (2) Wilkinson, *op. cit.*, p. 205.  
(3) Plucknett, *Origin of Impeachment*, p. 53.

## 第二章 弾劾制度の歴史的発展

### 一

一 エドワード三世(一二三七—一三七七年)の下では、弾劾理論は後世におけるように決して完全なものではなかつた。<sup>(1)</sup> 議会が当初もっていた裁判権は国家権力の分化によって次第に他の国家機関に移譲し、貴族の反逆罪と重罪および破棄裁判所(Court of Error)の機能を除いては議会の裁判権は、この弾劾を残すのみとなつたが、この弾劾もライオンズ、ラティマー事件によって一応整備されたというものの手続は、なお確定したものでなく、例えば訴追機関は国王であつたり、国王が法務長官(Attorney General)を通じて行うこともあり、あるいは上院や下院議員のこともあり、さらに騎士、伯爵、男爵その他都市や自治邑の代表を含む貴族たちによって行われることもあつた。<sup>(2)</sup> また審理は国王自身が行つたり国王と上院が共同して行うというような区々たる状態にあつた。

二 エドワード三世十年(一二三七年)にはベーベンスウォース(Adam de Revensworth)、エドワード三世十八年(一二四五年)にはノーサンプトン(John de Northampton)は何れも誹謗罪の廉で弾劾された。<sup>(3)</sup> 当時弾劾は権利剝奪法(Bill of Attainder)から、明確に区別されたものでなく、その形式、手続ともに区々にして未だ術語としてきえ用

いられず告発手段の一種として用いられていた。<sup>(4)</sup> また審理は国王自身が行ったり、国王と上院が共同して行うというような状態であった。

- (1) Stephen, op. cit, I, p.149.
- (2) Stephen, op. cit, II, p. 302.
- (3) Simpson, op. cit, p. 651 f.
- (4) Stephen, op. cit, I, p.146; Plucknett, op. cit, p. 56; Simpson, op. cit, p. 651 f.

一一

一 リチャード二世(一三七七—一三九九年)は弾劾事件に関し議会の権限を剝奪しようとし、一三八七年国王は裁判官に対し次のような質問を示した。「国王は彼の思召しのかなう間何時でも裁判官や官史を罷免し処罰しうる」と。その場合上下両院議員は国王の意思と関係なく彼等の犯罪に対して議会で弾劾しうるか。それに対する回答は「否」であった。もしこれを肯定するならば誰人でも反逆罪として処罰されるであらう。議会は翌年この意見を非難した。が漸次これを承認するようになり、問題は一三九九年国王が退位するまで残り、ヘンリー四世によって継承された。

二 リチャード二世時代には議会で刑事裁判が屢々行われ弾劾について重要な先例を残した。当時議会における刑事手続として最も注目すべきことは国会議員でない庶民といえども告発権を有していたことである。<sup>(2)</sup> 例えば一三八四年ロンドンの一魚商カーベンディッシュ(John Cavendish)が大法官サフォーク伯ミハエル・デ・ラ・ポール伯(The Chancellor, Michael de la Pole, Earl of Suffolk)を収賄罪で弾劾した。<sup>(3)</sup> 彼の罪状は、(1)誓約に違反し、王室

財産を不当に安く取得した、(2)前議会で任命された九人の貴族による王室改革のための命令の執行を監督しなかった、(3)海防のため割り当てられた資金の乱用、(4)長期間にわたってLimbourgの商人から詐欺的に年金を横領し続けている、(5)国王に帰属すべきSaint-Autoineの領地の収入を着服していた、(6)大法官として王国の利益と法とに違反し玉璽を印した、(7) Gandの町の救援を怠って、この町の滅亡をもたらしした。<sup>(4)</sup>

なおコックスはサフォーク伯の弾劾事由として彼が最近の制定法に非常に不満の念を抱き、この法律は国王の名譽を毀損し国王大権を侵害するものとして国王に進言したことをあげている。<sup>(5)</sup>

伯は、これらの一つ一つに反論した。ある者は、この反論を不充分とみ、ある者は告発が法の定める罪状に該当しないと考えた。弁護人は伯の過去の功績を強調して弁論した。さらに告発人弁護人双方の応酬の後、第四項目の商人の年金の横領は解除されたが他の六項目を下院は支持した。下院は最後に被訴追者の即時逮捕を要求したが保証金の支払いを条件に彼は釈放された。彼は王室財産の着服分をはじめとする横領金の返還を命じられ横領金を支払うまで投獄された。しかし伯爵の地位を保持し、二十ポンドの年金は失わなかった。上院は右のように証人喚問の結果、無罪の判決を下し、カーベンディッシュに名誉毀損罪を宣告した。後任には政敵アランドルが任命された。<sup>(6)</sup>

大法官サフォーク伯の弾劾<sup>(7)</sup>は、遂には一三九九年のリチャード二世の讓位にまで及んだ憲法的危機の発端をなすものであった。すなわち、ここでも弾劾が政治的事件と不可分の関係にあったことを確認しておく必要がある。

リチャード二世は一三八六年一〇月はじめにウエストミンスターに議會を召集したが、この召集の問題もまた、引続く戦争のため必要な莫大の資金の拠出を求めるためであった。しかし開會直後から国王は、自ら議會の召集場所から遠く離れるという不手際をしてしまった。このことにより、ただでさえ召集に腹を立てていて議會は一層險惡とな

り、直ちに大臣たち、とくに大法官と財務長官の罷免を要求した。この要求を伝える代表に対し国王は侮蔑的に応対した。議会は激しく怒り、国王がウェストミンスターに戻り、大臣達が罷免されない限り会議を放棄すると決定した。新たに代表となったグロスター(Gloucester)公は諸侯の意見を代表する立場として国王のもとに赴き、国王が理由なしに四〇日以上欠席した場合には解散することを議会に許している古い法令の存在を示唆するメッセージを伝えた。リチャード二世は、もしもこれが反逆の脅迫であれば、戦争中ではあるが、フランス国王に助言を求めるつもりであると回答した。

この挑発に対して、グロスター公はもう一つのきわめて古い法令の存在を示唆した。それによると国王が法令に背いた統治をしてその人民から離反したときには、下院は国王を廃し、その近縁の親族から新たな王を選任できるとされている。リチャード二世は事態の重大性を理解し、大臣たちを罷免するとともにウェストミンスターに帰った。

サフォーク伯の審理にふれた歴史家はみな被疑者の無罪を一致してみとめる。「犠牲の羊」、「敵が裁判官であった」「復讐の罠に陥ちた」等。はじめ七つあった訴追条項のうち、高等裁判所への訴追で第四項目が落とされ、判決では第二、第三、第七項目が拒けられた。具体性と重大性において第七項目は最大であったが、リユース(N.B.Lewis)の詳しい分析によってこれが全く真実に反していることがわかっている。

有罪とされた三点のうち、一つは一般行政上の問題であり、他の二点は汚職の容疑である。第六項目の玉璽の問題は一般的に過ぎて反証のあげようがない。ただし、下院がその内容を明確にする過程で、法規の明らかな違反というより国王の利益の無視を指摘していることに注目する必要がある。利益というのは漠然としたものであり、その無視が刑事上の罪につながるとは考えにくいし、サフォーク伯が挙げる各々の行為の妥当性の論証は全般に納得のゆくも

のとうけとれる。

残りの二つは汚職容疑であるが、従来の学者はいずれも重大なものでもなく、証明もされていないと考えている。そして、仮に法外な利益を得たとしても、詐欺とまでは言えないとする。私はこの点でよりはつきりさせようと考へており、たとえ軽減されたものとは言え、判決が不当だと思ふ。第一点は贈与が偽装か否かであり、第五項目も、Saint-Antoineの領地の収入をポールが自分のものにしていたとした場合でも、これについて国王の諒解があつたと信ずべき理由がある。この種の行為は当時としてはあまり重大なことではない。これらの贈与は主権者がその協力者に報償を行う場合の古典的方法である。唯一の問題はあたえられた利益となした奉仕との間に妥当なバランスがあるか否かである。そして、贈与全体をみると、これが妥当な枠内にあると考へられるのである。被疑者が無罪とされるべきだつたことは明らかであり、有罪とされたのは何か別の理由があつたはずである。

一三八六年の弾劾についての多様な解釈は割合容易に二つに大別しうる。すなわち、サフォーク伯の職務に関連させて考へるか否かである。

トート、リユース、スチール (A. Steel) 等大多数の歴史学者は、この弾劾が議会にとつてもはや好ましくない大任を辞任させる手段であつたとする。この通説はやや不都合に思われる。議会はすでに獲得した結果のために戦つたことになつてしまふからである。他の記録をみると、議会は大臣の行動の是非にはほとんど関心がなかつたことがわかる。この点からも通説に疑問なしとしない。

スタッフス等はこれと別の考へ方を示している。スタッフスは弾劾が議会の権威を強めたことを指摘し、このことによつてこの少し後、実質的には無制約の権限をもち、とくに国王政府の行政を監督し、改革することを任務とする

委員会を国王に任命させることができたのだとする。

この指摘の示唆するものから分析を進めるべきである。サフォーク伯の弾劾は一三八六年から翌年にかけての英国における憲法的危機の枠内に位置づける必要がある。この危機は一般に信じられているような、外交政策や戦争をめぐる見解の対立によるものではなく、国王の権威とこれを制約せんとするもの間の争いであつたのだ。議会はこの争いに勝利をおさめ、その確認のために国王の代理人を断罪することにより国王の威信を低下させた。いずれにせよ、一三八六年の弾劾は手段にすぎず、虚構のうゑに成立してゐた。議会在が真に裁き、断罪したのはリチャード二世であつた。<sup>(9)</sup>

議会の陪審による刑事裁判で注目すべき例はアリス・ペレス (Alice Perres) 事件に見られる<sup>(10)</sup>。彼女は国王の側近から告発されたが下院から訴追されたものではなかつた。弾劾事由は国王裁判所を維持しおよび女性の雇い仕事を禁止する命令違反の廉である。この訴追事実にも拘わらずエドワード二世を説得してアイルランドの某委員会に出席するダグウォース (Sir Nicholas Dagworth) の任命を取消し彼の処罰に関してライオンズを赦免すべく彼を説得した。ダグウォースはアイルランドにペレスの夫ウィンザー (William of Winsar) の公務を調査するため行くことになつてゐたが、彼女はダグウォースがウィンザーの政敵であるという理由で、これに反対した。本件について多くの証人が尋問され、証人の一人は、「彼は本件についてアリス夫人が国王に語り、宮廷で大変不平を述べ、ウィンザーの政敵ダグウォースがインクランドへ行って彼に対して調査や裁判がなされるのを聞かされた。これは法律にも条理にも違反する行為である。主な証言はすべて議事録に記載されている」と述べた。二十人の証人が調べられている。

三 一三七七年にはゴメニス (John de Gomenys) とウェストン (William Weston) 一三八三年にはクレッシンガ

ム (Cresingham) とスパイクスウォース (Spikesworth) ノーウィッチュ司教 (Bishop of Norwich) エルムム (Elmham) 事件が相次いで起こった。これらの弾劾事由は都市逃亡およびフランスでの軍事上の非行に因るものであった。<sup>(11)</sup>

四 一三八一年にはコーガン (Cogan) に対しクレイブドン (Cleyvedon) はブリッチウオーター騒乱事件につき議會に訴追した。もしコーガンは弾劾事由を拒否するならば軍刑法が刑事裁判所の何れかによって彼の身柄を拘束する用意のあることを弾劾が含んでいた。コーガンは陪審に服し関係者はコモン・ロウによって審理された。本件はリチャード二世の廢位と関連するものとして注目<sup>(12)</sup>に値する。

五 一三八七年から八八年にかけて行われた一連の訴追は国王の叔父イングランド軍察長官グロスター公 (Thomas Duke of Gloucester, Constable of England) 其他数名の法務貴族はダービー伯 (Derby) アランデル伯 (Richard Earl of Arundel) とサレイ (Surrey) ウォーウィック伯 (Thomas Earl of Warwick) とワーシヤル伯 (Thomas Earl of Marshal) ヨーク大司教ネヴィル (Alexander Neville, Archbishop of York) アイランド公ロバート・デ・ヴェア公 (Robert de Vere, Duke of Ireland) サフォーク伯ポール、イギリス首席裁判官ロバート・トレシリアン (Sir Robert Tresilian, Chief of Justice of England) ロンドン市長ニコラス・ブレンバー (Sir Nicholas Brember, Lord Mayor of London) を告発した。<sup>(13)</sup> 首席裁判官とロンドン市長はナイトであったが貴族ではなかった。訴追事由は彼等は国王および王国に対し反逆罪を企図したという理由<sup>(14)</sup>に因る。

国王は訴追を受理され、ウエストミンスターで開会中の上院の審理に付した。告発人は五人の裁判官と一人の上級法廷弁護人 (serjeant at law) から意見を聴取した後、被告人たちは反逆罪として処罰を免れ難いという結論に到達した。<sup>(15)</sup> 弾劾事由は、三十九箇条にわたるもので、そのうちの十九箇条は反逆罪を構成するものであった。国王は顧問府



の助言を容れて、すべての被告は指定日に議会に出席しなければならぬ旨を全国に布告した。ヨークの大司教、アイルランド公、サフォーク伯、首席裁判官は国王と上院に出席して審理に答弁することを要請されたが出席しなかった。被告人は審理の進行を要求した。同時に裁判官と上級法廷弁護人その他の学者はコモン・ロウによって審理することの勧告をなすことを国王に訴えた。<sup>(16)</sup>市民たちは反逆罪の告発、戦争によってひき起こされた問題は警察吏<sup>(17)</sup>(constable)と執行官<sup>(18)</sup>(marshal)の権限に属することを主張した。

六 一三八九年三月二日には下院から反逆罪の廉でベルクナップ (Robert Belknap)、ホルト (Gohn Holt)、フルソープ (Roger Fulthorpe)、ブーレイ (William Burleigh)、カレイ (Gohn Carey)の五人の裁判官が上院で弾劾された。彼等は世俗貴族院議員によって死刑の判決を受け財産を没収されることになっていたが司教の請願により死刑を免れアイルランドに追放された。翌三月三日にはブラック (Gohn Blacke)、ユスケ (Thomas Uske)が国王の枢密顧問を逮捕した廉により庶民から弾劾された。彼等はそれが国王の命令であると抗弁したが上院はこれを認めなかった。何故ならそれは国王の意思でなかったことを彼等は知っていたからである。四日には死刑の判決を受け同日刑が執行された。その後、枢密顧問バーレイ (Simon de Burleigh)とボーシヤンプ (Gohn de Bauchamp)、ズロンバース (James Baronsers) サリスベリイ (John Salisbury) は十六箇条の弾劾条項で弾劾された。弾劾事由は大臣の反逆罪との共同謀議を問われたものである。<sup>(19)</sup>

七 一三八九年三月九日下院は反逆罪の廉でチェスター司教 (Bishop of Chichester)を弾劾した。五月十三日世俗貴族議員によって有罪の判決を受けた。その地位を考慮して死刑の判決を免れた彼と右の裁判官たちはアイルランドに追放となった。之等の事件を通じて宗務貴族や世俗貴族院議員は反逆罪や重罪に限らず重大事件は彼等の特権

として議会の手続によつて、討論審理すること、そして下級裁判所で行われるコモン・ロウの原則によつて審理することを主張し、国王もこの要求を容認した。<sup>(20)</sup>

この議会で下院が、その手段をとることにより、その者が貴族たると庶民たるとを問はず誰でも反逆罪の廉で上院の審理に付しうるといふ極めて重要な先例が確立された。<sup>(21)</sup>

八一三九九年十一月三日に下院は国王に対し議会における裁判は国王が特別の恩恵をもつて下院に裁判権を与えるに非ざれば国王と上院にのみ属し下院には属しないといふ請願をした。<sup>(22)</sup>そこで法務貴族からヨーク大司教ネヴィル、アイルランド公、サフォーク伯、首席裁判官トレシリアンは反逆罪につき絞首刑となすといふ判決があつたが先例の不備のため大司教についてはさらに検討した結果、刑の執行は停止された。首席裁判官は議会に出席したが弁護の余地なく同日刑の執行があつた。既に禁錮刑にあつたブレンバーは出席し議会で訴追条項が読み上げられ、彼は無罪を主張し、決闘裁判を要求したが下院では弾劾事由は真実であり、もし上院が彼等を訴追しないなら自らこれをなすことを主張した。この場合、上院は下院の行動が訴追を弾劾に代える効果をもつものと考えたか、あるいは庶民に貴族に対して如何なる決闘裁判もなしうるものでないことを主張したかどうか確かでない。しかし上院は決闘裁判は、この事件には存在しないことを決定し、ブレンバーに有罪の宣告をなし絞首刑の判決を下した。

同一議会で前民訴訟裁判所裁判官、財務裁判所首席裁判官、上級法廷弁護人が反逆罪の廉で下院から弾劾された。世俗貴族はこの事件を検討し、国王と王国の名誉と利益のため審理をなすことを決議した。結局彼等は有罪の判決を受けたがカンタベリー大司教その他の司教の祈禱の結果、死刑の宣告を免れた。また数名の庶民は下院で反逆罪の廉で弾劾された。彼等の中には無罪となつたナイトもいたがナイトであるが故に刑を免れた。

九 その後、一三九七年に至ってヨーク大司教事件の復讐として反対派がグロスター公、アランデル伯、ウォーウィック伯を主権侵害の廉による反逆罪として訴追し、アランデルは有罪の宣告を受け刑の執行をみた。グロスター公は九月二十一日に逮捕され、カライスで死刑を執行され、ウォーウィック伯は、絞首刑の宣告を受けた。<sup>(23)</sup> 同年九月二十日カンターベリー大司教フィッツ・アレン (Fitz Allen) は反逆罪で弾劾され、有罪の判決の結果、王国から追放され財産を没収された。<sup>(24)</sup> 同年民訴裁判所書記官で国王から各種の宗務上の顯職を与えられていたハックセイ (Haxey) は反逆罪で弾劾されたが恩赦の結果、復職した。<sup>(25)</sup>

エドワード三世時代にできた反逆罪法 (Statute of Treasons, 25 Eclw III) は議会にある種の行為が反逆罪に該当するかどうかを宣告する権限を与えたが、これは立法権を与えたのか司法権を与えたのか曖昧であったので間もなく廃止された。当時反逆罪に関して各種の意見もあったが、反逆罪については次のことが指摘された。元来反逆罪は国王大権に対する侵害、政府高官の職務犯罪を意味する。昔時の慣習法によると何が反逆罪であるかどうかを決めるのは裁判官の裁量に任されていた。それ故専制君主は反逆罪を自由に決める機会が与えられていた。九〇ポンドを支払うまで不法に市民に暴行を加え監禁したハートフォート州の騎士はエドワード三世第二章二十五条により反逆罪とされた。しかし本件の如きは反逆罪には該当しないように思う。そこでこのような専制君主の恣意的行為を防ぐためのエドワード三世第二十五条が規定されたのである。

議会は国王から犯罪者として告発された者を審理する権限を有していたが、その審理は通常コモン・ロウ裁判所の訴訟手続によるものでないためチャールズ一世の時、違法と宣言された。また議会はヨーク大司教事件に見られるように個人が個人に対する告訴をも受理した結果、これが政治的抗争に乱用されるようになったため一三九九年法によ

って禁止された。

よって之等の先例を取捨選択しつつ法的に制度化したものが一三九九年のヘンリー四世の法律 (Statute I Henry

IV, c. 14) である。

法律は次の如く規定する。<sup>(26)</sup>

(1) 領土内においてなされたすべての訴えは王国の法律、すなわちコモン・ロウによって審理され判決されることを要す。

(2) 領土外においてなされるすべての訴えは警察吏と執行官によって審理されることを要す。

(3) 今後、議会において、いかなる訴えも禁止され弾劾のみが審理せられるべきである。

この(3)に関連して上院が弾劾事件を審理するには下院の訴追が先行しなければならないという法理が確立し、エドワード一世(一二七二—一三〇七年)以後ヘンリー四世(一三九九—一四一三年)に至る一世紀有余年間貴族社会で乱用され勝ちであった弾劾制度の弊害が除かれた。かくて今日みるように、「下院が訴追し、上院これを審理する」という弾劾制度の確立をみ、爾今イギリスでは伝統的に、この形式が順守され、一七八七年のアメリカ憲法を初め諸外国の憲法に採用されるようになった。<sup>(27)</sup>

このように制度的に確立した弾劾制度は一四五九年のスタンレー (Lord Stanley) 事件<sup>(28)</sup>を最後として一六二一年のジャイルス・モンペンソン (Sir Giles Mompesson) 事件に至るまで一六二一年間<sup>(29)</sup>用いられずに終った点については次のような理由に因る。

(1) 星法院 (Star Chamber) を通じて強化された国王の権力は、議会の後援なしに反逆行為を処罰することができた。<sup>(30)</sup>

星法院に与えられた枢密院の裁判権は非常に強化されたことは弾劾権不行使の一つの理由をなした。コーガン事件のような事件は弾劾によって扱われるよりも容易にかつ迅速に処理される利便があったからである。

(2) チューター王朝(一四八五—一六〇三年)においては、王権が強化されるに<sup>(31)</sup>したがって、<sup>(32)</sup>下院が卑屈になったためである。

- (1) Simpson, op. cit. p. 652; Stephen, op. cit. p. 151;
  - (2) Mohl, A, a, a, O, S.614.
  - (3) Stephen, op. cit. p. 151; Wilkinson, op. cit. II, p.246 ff, Mohl, a, a, O, S, 607 ff.
  - (4) 私の「英国弾劾制度の起源」比較法学「二三卷」一号
  - (5) Cox, op. cit. p. 231, 234.
  - (6) Taswell-Langmead, op. cit. p. 290 f; Stephen, op. cit. I, p. 149 f; Phillips, op. cit. p. 69; Pike, op. cit. p.200, Stephen, op. cit. I, p. 149 f.
  - (7) Desnottes, op.cit. p.63 f; Pike, op.cit. p.200; Stephen, op.cit. p.152.
  - (8) N.B.Lewis, Article VII of the Impeachment of Michael de la Pole in 1386 in English Historical Review, 1927, t X L II. p.402-407.
  - (9) Desnottes: op.cit. p.63-76; Wilkinson: Constitutional History vol II. p.227 f; Stubbs: op.cit. II. p.571 f.
  - (10) Stephen, op. cit. I, p. 150.
  - (11) Stephen, op. cit. I, p. 150 note (1)
  - (12) Stephen, op. cit. I, p. 151.
- 合法的訴訟手続を形成する唯一の法律上の手段としての控訴、起訴、基本令状に対する議会の主張にも拘わらず我々は議会自身が記録によって有罪の判決を拡大する傾向を見た。一三九一年には治安判事は壮年団 (posse comitatus)

に伴われて土地占入の現場を検証し、もし強制占有の事実を確認した時はこれを逮捕、収監し記録によって有罪の判決を下さなければならなかった。ヘンリー四世時代には之等の権限は一四一年の法律に規定された。すなわち治安判事、執行官又は執行官補佐は彼等の面前でなされた法律違反者を記録審判する権限を与えられた。そこで彼等の記録で違反者や犯人が有罪の判決を受けることを規定している。国王自身は時々彼自身の記録で反逆者を処罰した。トーマス・オブ・ランカスターと彼一味の有罪の宣言は一三三二年この形式で行われた。ターモーイ (R. Darmory) も悪名高き犯罪につき王権と記録によって国王から審理され有罪の判決を受けた (Plucknett, *Origin of Impeachment*, p. 56 f.)。

- (13) Stephen, *op. cit.*, I, p. 152; Pike, *op. cit.*, p. 200-202; Mohl, a, a, O, S, 609-613; Wilkinson, *op. cit.*, p. 244-246, 273.
- (14) Stephen, *op. cit.*, I, p. 152; Pike, *op. cit.*, p. 200.
- (15) Stephen, *op. cit.*, I, p. 152.
- (16) Pike, *op. cit.*, p. 200 f.
- (17) コンステーブルは元来英仏では国王の最高の官吏の一種で軍隊を指揮し同時に高級の裁判官たるものを指称した (Lord High Constable of England)。
- イギリスではその地区内の治安を維持することを主たる任務とする文官であるが、その他の任務をも与えられる (英米法辞典九四頁)。
- (18) イギリスでは種々の官吏の名称に用いられた。巡回裁判所にあつては大陪審の宣誓を司る官吏、かつての王座裁判所の典獄、海事裁判所の執行官、王宮内の民刑事事件を審判する官吏、警備長官等はその主要なものであった (英米法辞典一九五頁)。
- (19) Mohl, a, a, O, S 610-613.
- (20) Pike, *op. cit.*, p. 202 f.; Mohl, a, a, O, S, 612.
- (21) Pike, *op. cit.*, p. 203.

- (22) Stephen, op. cit, I, p. 155.
- (23) Stephen, op. cit, I, p. 153; Plucknett, *Impeachment and Attainder*, p. 149-151; Wilkinson, op. cit, p. 245 f.
- (24) Mohl, a, a, O, S. 613.
- (25) Plucknett, op. cit, p. 148.
- (26) Stephen, op. cit, I, p. 155 f.; Simpson, op. cit, p. 652.
- (27) Simpson, op. cit, p. 653.
- (28)スタンレー卿はBloreheathの戦に彼の軍隊を派兵しなかった廉で弾劾された (Stephen, op. cit, p. 157, Plucknett, op. cit, p. 157)。
- (29) スティヴンは、この間、少なくとも議会議事録には弾劾事件は記録されていなくと断定してゐる (Stephen, p. 158)
- (30) Taswell-Langmead, op. cit, p. 524; Stephen, op. cit, p. 151, 158, 166 f.
- (31) Stephen, op. cit, p. 158.
- (32) Taswell-Langmead, op. cit, p. 524.

### 第三章 権利剝奪法

チューダア王朝 (一四八五—一六〇三年) およびスチュアート王朝 (一六〇三—一七一四年) の前半世紀時代は王権の極めて盛んな時代で議会は国王の傀儡となり、政府はその政策を遂行するに妨げとなる政治犯人を追放する手段として弾劾の代りに権利剝奪法 (Act of Attainder) を屢々活用した。弾劾事件は十六世紀には一件もなかったが、その理由はチューダア王朝時代の国王たちは自分の好まぬ人物を失脚させようとする場合には弾劾よりも権利剝奪法の方

を便利と考えたからである。<sup>(1)</sup>未だジェームズ一世<sup>(2)</sup>(一六〇三—一六二五年)およびチャールズ一世<sup>(3)</sup>(一六二五—一六四九年)時代には議会が非行にして暴虐な大臣を処罰するには弾劾を行使することは望ましいものと確認するまでには至っていない<sup>(3)</sup>。

特にヘンリー八世<sup>(4)</sup>(一五〇九—一五四七年)時代には、権利剥奪法は弾劾に代つて国事犯を処罰する方法として屢々乱用された。<sup>(4)</sup>例えばウォルサー(Wolsey)、トーマス・クロムウエル(Thomas Cromwell)、カタリン・ホワード女王(Queen Katharine Howard)、ノーフォーク公(Duke of Norfolk)、サレイ伯(Earl of Surrey)事件あり、この中でも著名なのはストラアフォード伯(Thomas Wentworth, Earl of Straford)事件を挙げうるであらう。これに次いでダンビー卿(Lord Danby)、モンマウス公(Duke of Monmouth)、ジョン・フェンウィック(Sir John Fenwick)事件が起つた。<sup>(5)</sup>この中でクロムウエルは議会を通じて国王に独裁を行わしめんがために権利剥奪法を用いて政治犯人を処罰することを進言し、これを強行したが、後にクロムウエル自身、議会でこの法律により処刑されるといふ皮肉な運命に遭つた。<sup>(6)</sup>

権利剥奪法は、その目的からいへば弾劾と同じであるが、ただ弾劾は下院が訴追し上院が審理するという司法行為であるのに反し、権利剥奪法は議会の他の法案と同様の手続により通過する一種の立法行為であり、議会で弾劾事件に適用する刑を確定し上下両院で採択され、両院通過後国王の承認を受ける点でこれと異なる。権利剥奪法は元來普通裁判所から逃れる人々を対象とするものであつた。その法的性格からいへば、それは司法行為ではなく議会の立法手続により犯人を処罰する決議をなし、その決議は判決と同じ効力を持つもので既往の事犯につき特別の反証なくとも何等の喚問の手続をとることはなく死刑に処する決議をなしうるものである。<sup>(8)</sup>



しかし一定の裁判手続によることなく人を処罰しうる権利剝奪法の決議をなすことは議会の権限乱用の最たるもので最初の先例としては一四五九年ヨーク党の貴族が、これにより処罰された、その後二年してランカスター家(House of Lancaster)に向けられ、ヘンリー六世および妃その他多くの同調者たちが権利を剝奪され、一四七七年にはクラレンス公(Duke of Clarence)が反逆罪に問われ、ヘンリー七世(一四八五—一五〇九年)の初期にはリチャード三世に加担した数名の人々が国王に対する反逆罪の廉で、この法律の適用を受けている。<sup>(11)</sup>これらは悲惨な先例であり、当時においてはこの制度は一種の復讐手段として用いられていた感がある。<sup>(12)</sup>

その後一六四〇年王党に走ったストラアフォード伯が反逆罪の廉で下院から弾劾されたとき、上院では法律上の証拠不備を理由として不賛成の者もいたが、下院は政治上の理由から弾劾の代りに権利剝奪法を用いて翌年五月十二日死刑に処した。彼に対する弾劾事由は、北部地方裁判所長(President of the Council of the North)アイルランド総督、枢密顧問、陸軍司令官としての職権を乱用し金銭を不法に徴収し、国王に対して反乱を企画したなど二十八箇条にわたる広範なものであった。このためアイルランド委員会は設置され、伯に対する訴追のためジョン(St John)クロトウォースイ(John Clotworthy) ワルター(Walter) ハンプデン(Hampden) ピム(Pym) ストロート(Straud) デイグビー(Digby) 卿を委員に任命した。下院は反逆罪として弾劾し、議員を辞任し収監されることを決議した。ピムは三月二十二日上院で次の弾劾条項を読み上げた。「今日下院に集合した貴族、騎士、市民は本院の伯の反逆的陰謀と行動に関する情報を受領した。私は下院の名においてアイルランド陸軍中将ストラアフォード伯を弾劾する。そして議会から除名され、直ちに収監されることを望む」。議員辞任を要求された伯に対し上院では反逆罪ではなく一般の訴追によって投獄されるかどうかが論議され、国璽尚書は次の演説をした。「わがストラアフォード上院議員は下院お

よび英国民の名において反逆罪の廉で上院に弾劾された。そして二、三日中に弾劾条項が作成されるであろう。貴下は式部官に対し安全に拘取されるよう引渡され、上院から引退すべきである」と。数日間審理は中断され、下院は一九四〇年十一月十二日木曜日に再開した。この日の討議では伯がアイルランドの貴族で陸軍中将当時彼の親友ラトクリッフ (George Ratcliff) と共謀して国の基本組織を顛覆しようとし、この王国に軍隊を導入し、反逆行為を開始したことが述べられた。そしてラトクリッフの召喚を決議した。下院は伯に対する弾劾を準備するため委員会として大蔵委員会を任命し、記録、書類、関係人、証拠を収集する権限を与えた。十一月十八日の水曜日下院は拘禁中の伯と本院の議員との一切の接触を禁止した。弾劾条項はパムによって上院に提案され、上院は伯の弾劾につき調査するため三十人から成る委員会と下院との協議に入った。十二月一日に協議会は下院によって承認され、一月十八日金曜日に伯に対する弾劾条項を作成するために任命された委員会が土曜日に伯から上院に報告書が送付された。二月十日の木曜日には伯の官職剝奪を委員会は望んだ。二月二十六日金曜日に伯に対する弾劾条項を作成するため任命された上述の委員のほかパルマー (Palmer) セルデン (Selden) ホワイトロック (Whitlock) メナード (Maynard) の四人の法曹は伯の弾劾につき調査するよう任命された。四人の法曹は審査の非公開を主張した。両院議員の中四十八人が賛成して伯は弾劾に該当するとして委員会では次の決定をした。下院は全院委員会として上院の権限を有し法もしくは議會手續に従って審理し、将来は両院議員に引き継がれること、証拠の取扱いについては上院の許可を必要とする。委員会は伯の証言の終了するまでは下院の問題について介入することはできないこと、委員会では法律問題のみ取扱い事実問題については介入しないこと。伯は下院に次の請願をした。院のいかなるメンバーも証人とならなければ出席しない。従って裁判継続中ほどの議會の議員といえども彼と打合わせをしないことにした。裁判は十八日間

続行した。伯はアイルランドで亜麻の製造を独占し、王国で煙草を専売し、アイルランドの不法な戒嚴令の執行、兵士の宿泊命令が軍隊の士気低下を招き、王国の權威を失墜させた。これに対し伯は次のように抗弁した。「全訴追が立証されたとしても彼は反逆罪に該当しないこと、彼に対する不信から英国上院の偏見に対する先例を作らないこと」。

伯のために法律問題を論及したレーン (Lane) は第一に議会の英知と慈悲によって、すべての反逆罪はエドワード三世二十五条の制定法に規定されている。この制定法以前のすべての反逆罪は国王の叔父の殺人、海賊行為等は、この法律によって制限されたり削除されたりした。伯のどの弾劾条項を見ても成文法の中の反逆罪に該当するものはない。

第二に議会における反逆罪を規定している成文法の条項によるとリチャード二世時代、国王の偏見に対する反政府的種々の行為が議会で反逆罪と宣告された。これはエドワード三世二十五条の制定法で新反逆罪を宣告するすべての権限が削除されたもの以外は何人といえども反逆罪と宣告されるべきでないことがヘンリー四世初年度に発効した十章の議會制定法により制定された。以後議會では、かかる宣告は見られなかった。ヘンリー八世の制定法によって創設されたすべての新しい反逆罪は、メアリー女王(一五五三—一五五八年)初年度の制定法一章により削除され、エドワード三世二十五条の法律により制限された。同様メアリー女王初年度の他の一つの制定法十章により反逆罪の全裁判は判例法に準拠することになった。第三に弾劾制度が形成された根拠は誤っている。王国の在職中その職權を乱用して金錢を徴収しアイルランド人民を軍隊に徴募し、国王に対して反乱を企図した点を問われた。下院は累積反乱罪 (Cumulative Treason) の法理を申立てだが、すべて弾劾事由についての証拠は法的に十分満たされただけでも反逆罪を構成するかどうかについては疑問が残ったが、祖国への反逆罪であることが確認された。下院の領袖たちはチューダー王朝の悪例に倣い權利剝奪法によって審理することを決議した。ピムとハムデンはこの審理手続に反対したが通

らなかつた。後に一時王党派の領袖となつたハイデとフアークランドは最も熱心にこの案を支持した。この案が下院に提出されたとき下院議員中五十九人が反対したため、これらの人々と彼等の国を裏切つた売国奴を救う所謂ストラアフォード派(Strafordians)と言われ街頭にプラカードを立されるに至つた。<sup>(13)</sup>上院は弾劾条項が果たして叛逆罪に該当するかどうかにつき裁判官の意見を徴したが伯は刑罰を受けるに値し、且つ叛逆罪につき権利を剝奪されるということについては、動々曖昧な解答しか得られなかつた。人民の激昂を恐れて凡そ八十人の上院議員は出席したが最後の表決の際は四十五人出席し(一六四一年五月七日)、そのうち賛成二六、反対十九であつた。この混乱期においてチャールズ一世はこれに承認を与えた。このように上院では法律上の証拠不備を理由として不賛成のものもいたが下院は政治上の理由から弾劾の代りに権利剝奪法を適用して翌年五月十二日死刑にした。かくて髪の毛一本触れさせないことを約束した程彼を忠実に救っていた人々を犠牲に供する結果になつた。伯の刑の執行はラッセル伯(Earl Russell)によつて指摘されるように「この国におけるすべての訴訟関係人に一つの瑕瑾を投じた」ものであつた。下院は感情にそそのかされ、上院は恐怖によつて行動したからである。<sup>(14)</sup>

翌一六四一年三月カンタベリーのロオド大司教(Archbishop Laud)は叛逆罪の廉で弾劾されロンドン塔に送られ死刑を執行された。一六四三年十月特別な証拠が提出された。一部は宗教問題、他は彼が裁判官として重要な役割を果たしていた星法院と高等宗務官裁判所(High Commission Court)の横暴な裁判手続に関する件であつた。弾劾条項は十四箇条から成り、その主なるものは(1)国の基本法を侵害し、専制政府の樹立を図り、(2)真正な信教を破壊し天主教を導入し、(3)議会の権限を侵害する企図をなした。長い審理と一五〇人以上の証人喚問の後、下院は弾劾の代りに権利剝奪法を適用した。上院は法的見地からいかなる意見も陳述することはできないと答えた裁判官と協議し裁判官

は反逆罪については何等の意見も述べることはできなかった(上院議事録一六四四年十二月十七日号)。このことは弾劾事由は全く法律上反逆罪に該当しないことを意味するに等しいものである。しかるに上院は僅か二十人の出席で権利剝奪法を可決し大司教は一六四五年一月十五日絞首刑に処せられた<sup>(15)</sup>。

既に述べたように権利剝奪法は王権旺盛の時代には議會は国王の傀儡となつて、この決議をなし、王権が衰退して議會勢力が台頭するにつれて恣意的にこの法律の決議をなし、この制度の法的正当性については何等の関心を示さなかつた。したがつて一六九六年ウィリアム三世を暗殺せんとしたジョン・フェンウィック(John Fenwick)事件<sup>(16)</sup>を最後にウィクトリア女王の一八七〇年の法律(Stat 33&34 Vict, Cap, 23, sect1)によつて廃止された<sup>(17)</sup>。権利剝奪法を支持する証拠は法廷弁護人に採用され、フェンウィックもまた反対尋問を許された。証拠については種々の問題が論議され事件の概要については議會に通告があつた。本件審理の際、大陪審に彼の反逆罪の立証に最も重要な証人が逃亡してゐた。法案は両院を通過し、国王の承認を経て死刑に処せられた。

- (1) Cox, op, cit, p. 467, note (c); Ridges, op, cit, p. 193; Taswell-Langmead, op, cit, 526 f.; Stephen, op, cit, p. 158.
- (2) 一四五〇年からジェームス一世の一六二一年にかけて権利剝奪法は屢々行われたが(Ridges, 193; Pike, p. 228)一時中断したスチュアート王朝において復活した(Ridges, p. 193)
- (3) Stephen, op, cit, p. 158.
- (4) Cox, op, cit, p. 465. Bellamy, Law of Treason in England in the Later Middle Ages, p. 177-205.
- (5) Stephen, op, cit, p. 161.
- (6) Taswell-Langmead, p. 385; Maitland, op, cit, p. 246.
- (7) Plucknett, A concise History of the Common Law, 1936, p. 184 f.; Phillips, op, cit, p. 70, Taswell-Langmead,

- op, cit, p. 384, note (4); Maitland, op, cit, p. 215 f.; 246; Ridges, op, cit, p. 70; Medley, *English Constitutional History*, 1925, p. 154, 167; Adams, *Constitutional History of England*, 1920, p. 228, 280 f.
- (8) Maitland, op, cit, p. 215 f.; Plucknett, *Impeachment and Attainder*, p. 158.
- (9) モーン家とリンカスター家の内紛に参加した人々は議會によつて權利剝奪法の適用を受けた (Cox, op, cit, p. 465)。
- (10) Maitland, op, cit, p. 215; Cox, op, cit, p. 465.
- (11) Cox, op, cit, p. 465.
- (12) Mohl, a, a, O, S, 632-642; Stephen, op, cit, p. 161; Phillips, op, cit, p. 70, Adams, op, cit, p. 311 f.; Rowland, *Manual of the English Constitution*, 1927, p. 324-326.
- (13) Taswell-Langmead, op, cit, p. 526 f.; Tanner, *English Constitutional Conflicts of the Seventeenth Century*, 1603-1689, 1952, p. 93 ff.; 278-282.
- (14) Taswell-Langmead, op, cit, p. 526; Tanner, op, cit, p. 93 ff, 278-282.
- (15) Taswell-langmead, op, cit, p. 527; Mohl, a, a, O, S, 647-653.
- (16) Stephen, op, cit, p. 161.
- (17) Pike, op, cit, p. 274.

#### 第四章 貴族裁判

彈劾制度は貴族が反逆罪又は重罪を犯した場合、上院が第一審裁判所として刑事裁判をなす貴族裁判とも異なる<sup>(1)</sup>。彈劾制度は国王の大臣又は高官、裁判官に非行あるとき法の不備欠陥、その他権力者の干渉により法適用の公正を期

待しえない場合に行われるのに対し貴族裁判は貴族（スコットランド、アイルランドの貴族を含む<sup>(2)</sup>）が反逆罪又は重罪を犯して大陪審より告発のあった場合、普通裁判所で審理することなく上院で審理するものである。中世紀における裁判所と同様、議会は、その議員に対して特別の権限を持っていた。この貴族裁判は上級裁判官であった貴族が彼等は下級裁判所と見做した通常裁判所で重大犯罪につき審理せらるべきでないという考え方に基づくものである。この考え方は貴族階級の発展に伴って一層強化され、貴族による貴族の裁判、すなわち同輩裁判（Judgment of peers）は貴族社会の特権を形成するまでになる。<sup>(3)</sup>

貴族の同輩裁判の起源は遠くマグナ・カルタ第三十九条に発する。同条は自由人が「彼の同輩の合法的裁判」(lawful judgment of his peers)をうける権利を持つことを宣言して「凡そ自由人は貴族（同輩）の適法なる判決に基づくか又は国法によるの外はみだりに逮捕監禁又は法律上の保護を奪わず、もしくは追放又はその他何らの方法を問わず、いやしくも毀損されることはない」と。<sup>(4)</sup>又上記の方法によるに非らずしては余は自由人の土地に踏み入り又はその他の軍勢を送ることはない」と。<sup>(6)</sup>

本条は未延裁教授も指摘するように大憲章中最も著名であり、かつその意味についても種々論議を呼び起こすものである。第十七世紀には同輩裁判は陪審による審理を意味するものとされたが陪審は単に事実について裁判官の質問に答えるだけで事件について判決を下すものではない。そこでマグナ・カルタを起草した大名たちの構想は封建制下における伝統的審理方針、すなわち国王の裁判所を構成する訴訟当事者と同じ身分の大名たちが一団となって国王の支配から免かれ自由に裁判する方式に変更したということを経由して国王に確認してもらったことであつた。元來訴訟当事者と身分上平等である裁判所の構成員が裁判するという方式は封建的国王の裁判所だけでなく地方裁判所や庄園裁判所でも

も一般に行われていたが陪審の評決と裁判官の判決の二本建てで事件を処理していくという特別の手續による新しい国王裁判所が漸次台頭し、従来の裁判所方式に重大な脅威を与えるまでになった。少なくとも大名たちは自らの訴訟事件に関する限り従来の裁判方式を固守しようとした。大名以下の階級の者は陪審による審理という新しい風潮に抗し切れず遂に同輩裁判の権利を維持することはできなくなり、これが“peers”すなわち貴族という名称が生まれる理由でもある。また同輩裁判をうける権利は大名たちが官僚群を上院から排除するための有力の武器となった。大名たちの主張は彼等の同輩が一つの独立階級を構成し、同輩のみが上院に出席して投票する権利があるというのである。第十五世紀には、この特権の限界は明確化し、特権の適用をうけるのは反逆罪と重罪に限定され、軽罪および民事事件は特権の範囲外におかれた。反逆罪および重罪の訴訟は屢々国王の意思によって提起された時代には国王の意を体する裁判官から指示をうける陪審によって審理されるよりも同輩である貴族によって審理される方が有利であったかも知れないが、今日ではこの特権の実益は全く消滅したといつてよい。<sup>(7)</sup>

この貴族裁判は貴族院特別議長 (Lord High Steward) によって主宰される。議会開会中は上院が法廷となるが、この場合には法廷は “Court of our Lady the Queen Parliament” と呼称され、上院議員全員が裁判官として列席し、上院議長すなわち大法官 (Lord Chancellor) が特別議長となる。<sup>(8)</sup> この際上院がすべての裁判、すなわち事件の認定者である陪審と法の適用者である裁判官の双方の機能を果たす。すなわち貴族は特別議長主宰の下に領主裁判所の裁判官として列席し議事は多数決にして特別議長は貴族に対して一人づつ果たして被告が訴追事由の各条項に該当しているかどうかを採決し投票は多数決による。<sup>(10)</sup> これに反して議会閉会中の場合は貴族院特別裁判所 (Court of the Lords High Steward) において審理する。この場合には上院の罷免請求権決議により国王によって貴族の一人が特別議長に<sup>(12)</sup>



任命され裁判長となり、すべての法律問題を審理し、法務貴族 (Lords Trices)<sup>(13)</sup> が陪審として事実問題を決定する。審理の少なくとも二十日前には全上院議員が召集され有罪の判決には少なくとも十二人以上の出席を要し過半数の賛成を必要とする<sup>(14)</sup>。

貴族院特別裁判所の起源はヘンリー四世時代に遡るといわれる<sup>(15)</sup>。元来十二人以上の上院議員から構成されていたがウイリアム三世の一六九六年の法律によって反逆罪によって起訴される者は起訴状の写しをうけ弁護人依頼権を与えられ宣誓の上証人を差出す。被告人は同一の反逆罪に対し二人の証人のあった場合にのみ有罪の宣告をうけ事件発生後三年以内に起訴される。また陪審の名簿の写しを裁判開始前には手交され、これを忌避しうることにした。反逆罪又は犯人隠匿罪の場合には審理開始二十日前に上院議員全員が召集され投票するように改正された<sup>(16)</sup>。

貴族裁判事件が議會閉会中に起こり貴族院特別裁判所で審理された最後の例は、一六八八年反逆罪の廉によるデレメア卿 (Lord Delamere) 事件である<sup>(17)</sup>。しかし議會が毎年定期的に開会される慣習が生ずるようになって以来、貴族院特別裁判所を構成する必要性が失われるようになり、ジョージ二世以後、弾劾事件以外には貴族が特別裁判所で審理された例は、(1)一七〇六年のフェアレス (Lords Ferris)、(2)一七六五年のバイロン (Lord Byron)、(3)一七七六年のキングストン (Duchess of Kingston)、(4)一八四一年のカージガン (Lord Cardigan) の四事件を挙げるにすぎない。キングストン公爵夫人の重婚罪以外は何れも殺人事件であった<sup>(18)</sup>。

第二十世紀に入っては一九〇一年のラッセル卿 (Lord Russel) 事件がある。ラッセル卿は重婚罪に問われ時あたかも議會閉会中であつたので国王は大法官ハリスベリー (Lord Halsbury) を特別議長に任命し審理を主宰すべきことを命じた。裁判は訴追を審理する法務貴族と十一人の裁判官を加えた一六〇人の貴族が出席して進められ結局三ヶ月

の禁錮刑に処せられた。<sup>(19)</sup> 一九三五年には自動車事故による過失致死罪を問われたクリフオード卿 (Lord de Clifford) 事件がある。<sup>(20)</sup> 裁判は一九三六年に開始され八十五人の貴族が出席し慣例により四人の高等法院の裁判官が助言を与えるため特に出廷した。審理は先づ起訴状朗読に初まり、次に罪状認否手続で卿は無罪と答え、次いで「いかなる審理を望むか」の訊問に対しては「神と自分の同輩によって」と答えて審理が初まり証人訊問の後、八十五人の上院議員は四人の高等法院の裁判官の意見に従い全部無罪の意見を述べた。

この貴族裁判が、いかに莫大な費用と時間のかかる時代錯誤なものであるかはクリフオード事件の訴訟費用が凡そ七〇〇ポンドと推定されたが、ロンドンの中央刑事裁判所では僅かに三十五ポンドで済んだであろうし、また時間的にいっても裁判はより迅速に開始され、より迅速に判決が下されたといわれたことによっても窺われよう。しかも貴族裁判は眞の意味の特権ではなく貴族は貴族裁判を棄権して普通裁判所を選択することは許されない。故に反逆罪や重罪で訴追される貴族は、その意に反して時間と費用を蕩尽する時代錯誤的裁判の主役をつとめねばならなかった。その後この制度の廃止が議會でとり上げられ、サンキイ卿 (Lord Sankey) の貴族裁判廃止の提案が院議で可決となり一九五八年の刑事裁判法三〇条により重罪で訴追された貴族は普通の刑事裁判所で審理されるように改められた。<sup>(21)</sup>

- (1) Pike, op. cit. p. 169; Stephen, op. cit. p. 169; Phillips, op. cit. p. 7.
- (2) Pike, op. cit. p. 227.
- (3) Plucknett, A Concise History of the Common Law, p. 183.
- (4) Cox, op. cit. p. 472; Pike, op. cit. p. 227.
- (5) 明治憲法でも裁判官の罷免に相当する免官が刑事懲戒法による処罰として職務上の義務に違背し又は職務を怠つたとき官職上の威厳又は信用を失ふべき所為があったとき、いわゆる同輩裁判によって行われていた(明治憲法五八条

- 二項)。すなわち懲戒裁判所が各控訴院および大審院に附置され、前者は院長を加え、その院の判事三人、後者は院長を加え、その院の判事五人で構成されていた(判事懲戒法)
- (6) 大憲章第二十一条「伯爵および男爵は同輩貴族の証言によるのほか罰金を科せられることなく、またこれを科するに非科の程度によるべし」(Stephen, op, cit, I, p. 162)
- (7) 未延・イギリスの最高裁判所「比較法研究」(七頁以下)
- (8) Pike, op, cit, p. 227; Maitland, of, cit, p. 246; Pucknett, op, cit, p. 183.
- (9) Stephen, op, cit, I, p. 161
- (10) Cox, op, cit, p. 472; Ridges, op, cit, p. 194 f.; Pucknett, op, cit, p. 184.
- (11) Cox, op, cit, p. 473; Pike, op, cit, p. 227; Maitland, op, cit, p. 246.
- (12) Cox, op, cit, p. 165.
- (13) Stephen, op, cit, p. 165.
- (14) Ridges, op, cit, p. 194 f.
- (15) 下記のことはロックスも同意見にして、その起源を国王の顧問府によって設置された裁判所に求めている(Cox, p. 473)。
- (16) Maitland, of, cit, p. 318; Pucknett, Impeachment and Atrander, p. 158.
- (17) Stephen, op, cit, p. 165; Cox, op, cit, p. 473.
- (18) Maitland, op, cit, p. 319.
- (19) *ibid*, p. 319 note (1).
- (20) The Times Newspaper. 13, 12. 1985.
- (21) Phillips, op, cit, p. 71. 未延・上掲論文九頁。

## 第五章 スチュアート王朝以後の弾劾事件

一四九五年のスタンレー事件を最後として弾劾事件は一六〇年間で絶していたがスチュアート王朝（一六〇三—一七一四年）の到来とともに議会勢力は強化し一六二一年のジャイルス・モンペンソン（Sir Giles Mompesson）事件を契機に復活し、相継いで同年ミッチェル（Sir Mitchell）、ベーコン（Lord Chancellor Bacon）事件が起った。<sup>(1)</sup>モンペンソンとミッチェルは金、銀縫い糸の独占製造業者であり酒場、宿屋の特許権所有者としての責任を問われた。モンペソンは下院がその逃亡の調査に入り、国王は彼の安全を保証しないことを意識して海外に逃亡した。ミッチェルは治安判事として特許権施行委員の地位を利用して年に四十ポンドの収入をニューゲートの刑務所から特許権のサーヴィスを囚人に利用させる名目で受け取っていた。下院と委員会が本件を審理した結果、特許は治安判事の権限に違反するとの結論に達した。これが先例となつて十七世紀には幾多の弾劾事件が頻発した。当時下院は大臣任免に関して何等の権限を持たなかつたので大臣問責手段としての弾劾制度の適用を認めざるを得なかつた。<sup>(2)</sup>一六二一年から最後の弾劾事件といわれるメルヴィル卿（Lord Melville）事件に至る一八五年間に上院議事録に記載されている弾劾件数は五十四件を数え、英国憲政史を通じて、この制度の最も活用されたのは正に十七世紀であつたといわれる。<sup>(4)</sup>

一 モンペンソン（一六二〇—一六二二年 二月二十七日 二八日 三月三日、下院議事録一号五三〇—五三三頁、一六二一年三月二六日上院議事録三三〇七—三二頁）、ミッチェルのほか、ベーコン（Lord Bacon）は大法官にして重要な事件とされている。前二者は詐欺、暴行、職権乱用によって弾劾され、上院審理の結果、禁錮と罰金刑を併科され、ナイトの

称号を剥奪された。司法上の汚職事件で処罰し得べき犯罪の先例として歴史的に興味を持つものにベーコン事件がある。ベーコンはコモン・ロウの敵対者であるのみならず国王の有力な助言者の一人であり、バックingham公の友人でもあった。一六二一年議會が開会されたとき議會では彼に対する憎悪が満ちており、三月一四日には汚職容疑で訴追され、オーブレイ (Aubrey) とイガートン (Egerton) から提出された証拠によると大法官に対し訴訟促進のためベーコンの部下であったヘスチング (Hastings) とミンク (Yonge) から多額の金銭が手渡されていたことが明らかとなった。十九日には上院議員六人、下院議員十二人から成る委員会が設置され訴追事由の調査に入り、四万ポンドの罰金のほか国王の思召のかなう間だけ投獄され、罷免のうえ議會から追放された。この弾劾事件に絡んで法務長官エルヴァートン (Yelverton) も専売特許権を唯一人のために交付した罪で弾劾された。<sup>(5)</sup> エルヴァートンは国王とバックingham公から嫌われておりその犠牲者である。ジェームス一世はエルヴァートンを上院が弾劾裁判にかけることを期待した。彼は国王のスコットランド政策に反対し、バックingham公から陰謀に関する容疑でロンドン塔に幽閉された。四月十八日上院に召喚され、専売特許事件被疑者を投獄した責任と酒場特許に関連して権限開示令状の乱発を問われ、それに対する回答を求められ、三十日に弁明となすよう要求された。そこで彼はもし専売特許を容認しないなら官職を剥奪されるという脅迫状を受けとつたと述べ、脅迫状の筆者はバックingham公であることを暴露した。その結果上院の空気は同情的となり、従来通りその職に止まり、罰金の額でも合意が得られなかった。

二 これに継いでカンターベリー宮廷裁判所 (The Prerogative Court of Canterbury) 判事ジョン・ベネット (Sir John Bennet)、ランタッフ司教フィールド (Field, Bishop of Landaff) は何れも収賄罪の廉で弾劾された。<sup>(6)</sup> しかし国王の大臣を弾劾する権を復活した重要な先例はベーコン事件であった。一六二〇年三月十五日は彼を弾劾するため委

員会が設置され、十七日に下院は彼の弾劾を決議。下院の訴追委員は上院と合同して審査に当るため六人の上院議員と十二人の下院議員から成る共同調査委員会を設置し、三月二十日には報告書は首相から上院に提出された。その時バッキンガム海軍大將は正義と慈悲深い判決を懇願したベーコンの書翰を上院に提出した。三月二十一日には下院は新たに四箇条にわたる弾劾条項を送付、上院はこの弾劾を全院委員会や特別委員会で審査した結果二十二人から総額八七一六ポンドを収賄した事実を明らかにし、各々について証拠が提出され有罪の判決を受け四万ポンドの罰金刑のほか、ロンドン塔に送られた。以後一切の公職就任資格剝奪と議会に議席をもつことも禁止された(一六二〇—一六二一年三月一五日下午院議事録一号五五四頁、一六二〇—一六二二年四月一四日、三〇日、五月三日三號五一—五二頁、五三—五五頁、八四—八六頁、九八—一〇二頁、一〇五—一〇六頁)。(7)

三 一六二四年四月十五日に大蔵卿ミドルセックス伯 (Earl of Middlesex, Lord Treasurer of Exchequer) は瀆職罪と軽罪で弾劾された。特に関税取立請負人からの収賄の事実を問われた。彼はこれを否認したが五〇〇〇〇ポンドの罰金刑を受け終身、議員となることはできなかつた(一六二四年四月五日下午院議事録一号七五五頁、同年五月十三日上院議事録三号三八—三三三頁)。彼は一六二三年関税総監督、一六二九年後見裁判所長、一六二九年海軍省委員、一六二〇年枢密顧問の要職を歴任していた。

ミドルセックス弾劾事件の経緯について次に述べる。(8)

一六二四年復活祭休会後の四月二日上院は伯の弾劾事件を調査する王国の軍需品委員会の報告を下院に提出した。五日にはミドルセックスの部下の一人である後見裁判所の管財人マイルス・フリートウッド (Sir Miles Fleetwood) が王の収入を操作し後見裁判所の命令を変更し収賄を行ったとしてミドルセックスを告発した。コークはこの申立てを「不平中の不平」といふノイ (Noy) はもし告発が立証されな

かつた場合、告発人は罰せられるべきであると述べた。しかしポール (Poole) は高官の犯罪を審理することは議会の従来からの権限であると宣言し、午後にはすべての告発状をコークが委員長である不服審査委員会の審理に付託することを決定した。委員会はミドルセックスが上院議員であるので彼が自発的に委員会での答弁を拒否するならば彼の出席を強制することのできないことを知った。委員会は彼が大小の農場主から各五〇〇ポンドの賄賂を受け取っていた事実をフリートウッドの告発状から知った。下院の貿易委員会ではミドルセックスが砂糖税から個人的利益を得、外港における食糧販売で不当な示談金を受取った。そこで先例によって犯人は処罰せらるべきであるという報告がスベンスアーによって上院に提出され、彼はラティマーやライオンズと同様な犯罪によって弾劾されるべきだと述べた。上院の軍需委員会では前造兵局長ロジャー・ダリソン (Sir Roger Dailison) の不正取引の告発も調査対象に加えられ四月五日ミドルセックスは自らを陰謀者の犠牲者であると主張したが、これを立証できず傲慢な態度を見られ多くの敵対者をつくった。

大蔵卿が次の月曜日四月二日の午後に答弁することの許可を求めるミドルセックスからのもう一つの伝言を伝えてきた。この要求に対してフリートウッドを含め数人の議員は直ちにこれを支持し下院で承認された。この延期によりミドルセックスは実際に回答する前に下院の不服審査委員会より先きに答弁することについての上院の同意を得た。彼の次官が回答を持参したが、それは大蔵卿は関税取立請負人の事務処理についての説明に終始し収賄事実を否定するにとどまった。続いて起こった論争で、ジョン・エリオット (Sir John Elliot) が「その国を愛するに値せず、その君主を支持するに値せずして上院議員に選任される有識員たること」を宣言することによってその訴追理由を表明した。コークが下院に報告した時五つの告発を上院に提出することが決定した。(1) 関税取立請負人から二度にわたる取

賄、(2)監督官庁の背任行為(命令の変更、より多額の手数料の強要、ミドルセックスの署名印の使用許可を含む)、(3)砂糖税の乱用、(4)輸出雑貨への課税、(5)ワインへの課税である。以上の弾劾事由を下院はこれらを二十六人から成る特別委員会に付託した。

上院送付の提案に対しては全く反対はなかった。収賄罪と連邦にとって有害な事実との間の区別をデイゲス(Diggs)は指摘した。前者は彼の考えによれば上院に送付する程の重要なものでなく、後者は正に上院に送付すべきものである。十二日の論争ではフェリップス(Phillips)は不服審査委員会の委員長は下院の告発を上院に送付すべきだと主張した。これはベークン事件の先例を踏襲するものだ。デイゲスはモンペンソン事件と同様に事案が数人の議員に配分されなければならないとしてこれに反論した。特別調査委員会は十五日に報告した時、下院はフェリップスの提案を修正しコーク、サンデイズ(Sands)、不服審査、貿易委員会の委員長四人が上院に告発を提出することを取り決めた。コークは収賄と監督庁に関する告発の概略を説明し、サンデイズは税と課税に関するきわどい問題について論及した。ここにおける問題は国王大権への挑戦を意味する課税に関する問題点を回避することであった。ここで下院は直ちにサンデイズの提案に従い課税の代わりに圧制(oppression)という言葉を使用することに決定した。それは同時にミドルセックスとは別のいかなる枢密顧問官を中傷するものでないことを明確にするものであった。そしてシイモア(Seymour)は強制献金(benevolences)徴集と先きの議会解散に対する大蔵卿の責任といふかなり見当違いの申立を一掃するのに大きな役割を果たした。両院はその日の午後召集されたホワイトホールでコークは次のような冒頭演説を試みた。「下院は庶民のために存在し庶民を拘束する、彼等は王国の代表機関である。何故ならずすべての国民は代議士によって議会に出席しているからである。そして国家の英知により議会の命令により下院は王国の不服の



総括調査官に任命されているのである」王国の代表として王国の不服の審査をする下院の機関に言及することでコークは下院の特許と専売に対する訴訟手続が一六二一年正当化されたのと同様の方法で下院の行動を正当化しようとした。不服審査は特に下院の専門分野である。右のような演説を初めたコークは彼等の調査においても大蔵卿によって犯された多くの重大な憎むべき犯罪は暴露されていないこと、そして下院のいかなる議員もそれを無罪であると表明する用意などないことを述べた。続いて彼は告発の詳細を述べ、上院はその時、調査の問題点を調査するため十人から十五人に増員した軍需小委員会に付託した。小委員会は一週間熱心に調査したが二十四日まで最初の報告をする準備が整わなかった。その日カンタベリー大司教は多くの証言を検討した上で小委員会は告発の一部を公表した。これは両院で集められた告発の合成物であり、六つの部分から成る。最初の三つは関税取立請負人からの収賄に関するもので、下院の告発では示されていないなかった賄賂を含むものである。四は砂糖税取立請負人の乱用に関するもの、五は輸出品の配分に関する告発、六は後見裁判所の背任行為とダリソン家領内での命令軽視と詐欺関係であった。上院は告発状の写しをミドルセックスに渡すよう命令したが、これは当該被告が告発状を法廷で受取るという従来の一般的慣行を破る先例として用いるべきではないことを議事録に十分に記載することであった。ミドルセックスは調査することを希望する証人のリストを下院に提出し、告発に回答するため四月二十九日には出廷することを求められた。二十六日は国王に宛てて回答のための準備期間を長くすることを認めるよう上院を説得して欲しいと嘆願書を提出した。この中で彼は自分の主張を実際に聞いてもらえるならば国王は自分を救うことができると述べ、私を破滅に追いやるうとするこれ程までに多くの刑罰があるということは最早普通の状態ではなく異常な事態に違いないと述べ、回答の作成を助けてもらうため弁護人の割り振りを依頼した。上院は弁護人の依頼は認めたが法廷に出廷することは認

めなかつた。またミドルセックスは請願書とともに証人のリストも提出したが上院はこの尋問の延期を拒否した。彼は請願書において上院に証人の尋問書作成準備のための十分の時間を要求し、これがなければ被告側の答弁にかなりハンデイが伴うと主張したが、上院の反応は冷たかつた。彼はその間国王が上院の指導者に圧力をかける書簡を送つたことが効を奏してミドルセックスの要求を認める回答が発せられるや否や法務長官は砂糖税に関する告発に目を通した。ミドルセックスはこの回答を受取つた時最初の告発は全くの誤解であつたと述べている。スケジュールの変更という助けをかりて事態はスムーズに展開した。五月一日彼は告発に対する回答書を送つた。長くて手のこんだ回答書は二人の弁護士ニコラス・ハイドとウイリアム・ヘイクウイルの補助によって作成されたものである。

一方下院は四月三日はミドルセックスのホップに対する特別課税を訴える請願書を受け取つた。貿易委員会は事柄の性質上、上院に送付すべきだと勧めたが二人の議員ブール(Boole)とモア(Moore)は先づ下院で調査することを要求した。しかし下院はベーコン事件に際してすべての請願は直ちに上院に送付されるべきだという先例に鑑み決定を下した。それ故この新たな事柄は下院で判断すべきでなく上院で調査すべきことだとされた。五月四日カントベリー大司教は上院にミドルセックスの証人の取調は完了したと伝えた。最早七日に大蔵卿が出廷するのを待つ以外に議事に渡されたものは何もなかつた。ここで国王は干渉してきた。上院を召集し、どつちつかずの態度を見せるという卓越した手腕で演説を行い「諸卿が判決を下すことになっているどの法廷でも朕は最高絶対の審判者である」と。国王は上院の下す判決が自らの考えと矛盾しないように彼等に助言を与えておくことが必要だと考えたのである。

四 一六二六年にブリストル伯(Earl of Bristol)は大使として国王に虚偽の報告をなし、国王の訓令を忠実に執行せず自身の利益のためにその職務を行使した罪により弾劾された。<sup>(9)</sup>

- (1) Pike, op, cit, p. 229; Tanner, op, cit, p. 50; Phillips, op, cit, p. 69; Mohl, a, a, O.S.618; Taswell-Langmead, op, cit, p. 524; Matland, op, cit, p. 246; Keir op, cit, p. 167.
- (2) 未延・上掲論文一〇二頁。(Lovat) が重罪で弾劾されたにすぎない。このようにステイヴン説とは多少の相違があるが註(3)の年代件数表に示すようにステイヴンはフイリップス、メイ、タスウェル・ラングミードが採用している弾劾事件を数えていないことから生ずる結果である。
- (3) Stephen, op, cit, p. 158.  
 タスウェル・ラングミード (p. 525, note3) メイ (May, Parliamentary Practice, 1950, p. 38). フイリップス (p. 59) も同説、彼等にみれば一六二一年モンペン事件以来一六八八年の革命まで弾劾事件は凡そ四十件にしてウイリアム三世・アン女王・ジョージ一世治世下には十五件、ジョージ二世治世下では一七四六年ロバート卿一件
- (4) Stephen, op, cit, p. 159.
- (5) Taswell-Langmead, op, cit, p. 524 f.; Mohl, a, a, O, S. 622 ff.; Keir, op, cit, p. 167; Matland, op, cit, p. 246; Hallam, op, cit, I, p. 351 f. Stephen, op, cit, III p. 251 ; Tite, op, cit, p. 88f, 110.
- (6) Taswell-Langmead, op, cit, p. 526; Hallam, op, cit, p. 351.
- (7) Tanner, op, cit, p. 50; Matland, op, cit, p. 246; Pike, op, cit, p. 229; Mohl, a, a, O.S.618-622.
- (8) Tite, Impeachment and parliamentary Judicature in early Stuart England, 1974, p. VI, 149-177. Stephen, op, cit, p. III, p. 252; Pike, op, cit, p. 231; Tanner, op, cit, p. 50; Matland, op, cit, p. 246; Taswell-Langmead, op, cit, p. 525.
- (9) Foster, op, cit, p. 588 f note (19); Mohl, a, a, O.S.626 Ann (2)

五 一六二六年バッキンガム公 (George Villiers, Duke of Buckingham) 下院から訴追された弾劾条項は十三箇条にわたるもので、<sup>(1)</sup> その主要なもの(1)皇太子(チャールズ一世)とスペイン王女との結婚を図り、皇太子とともにスペインを訪れたが宮廷と仲違いして失敗しスペインとの戦争を主張し、チャールズ一世と図ってカテिकास攻撃を強行

して失敗した、(2)フランスのユグノー教徒に対し英国艦隊を貸与し公海の防備を軽視した、(3)王国の數多くの官職を独占し、無能な友人や親族に多くの官職を与えた。そこでエリオット (Elliot)、デイゲス (Digges) その他六人の下院議員から弾劾された。公はチャールズ一世に用いられ枢密院に入りカバル内閣の有力なメンバーとなった。下院ではワンダーフォード (Christopher Waudford) を委員長とする全院委員会を設置し二月二十七日に王国の名誉と国力の衰退、貿易不振およびイギリス艦隊によるフランス船セント・ピーター号の拿捕による積荷の一部が公爵の利益のために押収された証拠があるという決議がなされた。その後駐スペイン大使ブリストル (Bristol) から国王の寵臣バッキンガム公に対して告発がなされ、遂に国王からブリストルに対する告発がなされるという状況であった。これはチャールズ一世がブリストル伯を反逆罪で告発することで、ブリストル伯のバッキンガム公に対する告発を上院で進行するのを防ごうとする狙いがあったからである。四月十三日下院でバッキンガム公が東インド会社に金銭を強要し、歳入の乱用、ペロシエルへの船舶の派遣といった問題につき審理を開始し、特別委員会は証人の尋問と調査に没頭した。下院はバッキンガム公に聴問の機会を与えたが、上院はこれを拒否した。ジェームス一世が死の病に臥している時、王室付待医の助言に反して公爵が薬の調剤を命じたという驚くべき情報もたらされたのは正にこの時であり、公が国王を毒殺したという噂が流された。下院は直ちにこの調査を委員会に付託し下院は公爵に対する告発を超凶悪犯 (transcendent presumption of dangerous Consequence) とした。翌日国王は下院に対して出来るだけ早く訴訟を終結するよう要請した。バッキンガム公が反逆罪で弾劾された時エリオットは公を投獄するよう下院に要請した。

下院は国王に対し専制権力の乱用によって王国に波及した彼の罪惡を指摘し現職および枢密顧問からの罷免を提議したがチャールズ一世は、この審理に反対し突如議會に解散を命ずることによって、この審理を中止したが間もなく

公爵はフェルトンによって暗殺された<sup>(2)</sup>。思うに刑事裁判としての性格をもつ弾劾が国王の大臣又は政府高官の犯罪を構成しない非行に及びるかどうかについては問題のあるところでメイトランドの如きは政治家は罪を犯した時は他の普通の刑事事件として審理され、犯罪を構成しない非行を犯した場合には政論家や党人の批判に委す方がより効果的であり、かかる非行上の不名誉とそれに伴う罷免とは今日では最も有効な処罰であるが、なおかつ弾劾裁判が存在している理由は、結局下院が国王の大臣をコントロールするためには、上院の後援を必要とすることを認めざるを得ない事情があるからだといっている<sup>(3)</sup>。

ターナー博士 (Dr Turner) は六つの質問を不服原因救済委員会に提出している。(1) バッキンガム公は王位の喪失に責任はないか(2) 彼と親戚への贈答品は国王の財産の減少の原因となっているのではないか(3) 多くの官職を彼および友人や親族に与えているのは連邦での不正な政治の原因となっているのではないか(4) 彼は密かに英国国教忌避者に好意を示さなかつたか(5) 彼が取り決めた官職の取り引きが犯罪の原因となっているのではないか(6) 艦隊の航海の失敗が王国に不幸をもたらしたのではないか。この博士の質問は一六二五年の議会の最後におけるシイモア演説の趣旨を踏襲するものである。両者は議会の裁判権の性格と権威を修正する手助けをするものである。爾後スチュアート王朝によって任命される大臣は議会で弾劾される場合には職務犯罪や職務懈怠に関する嫌疑に因ることになった。チャールズ一世は下院への覚書によって博士の演説に反論した。チャールズ一世は博士のバッキンガム公に対する攻撃は立証において不十分であり、実際に公と公の父の政府に対する攻撃である。しかも公はセント・ピーター号の拿捕は国王の命令に従つたまでだと反論した。この弁明には下院は困惑を禁じ得なかつた。「国王は悪をなし得ない」という憲法原則から国王を非難することはできず何の決議をもなすことはできなかつた。博士の六つの質問のうち二つの犯罪

の原因が認められエリオットを長とする小委員会に付託された。三月二十五日ワンダーフォードは小委員会から詳細な報告書を議会に提出した。

バッキンガム事件にもその片鱗が見られる如く十七世紀は国王と議会との軋轢が激しく単なる政策上の不当にitiesも弾劾制度が乱用され、本件の如きはその代表的なものの一つであった。

六 一六二八年メーンワーイング博士 (Dr Roger Mainwaring) は国王の絶対主義に加担してこれを鼓吹し、不法な税を賦課徴集した罪で弾劾された<sup>(4)</sup>。上院は一〇〇〇ドルの罰金と三年間内閣その他の官職、聖職に就任することを禁止した。その後チャールズ一世によって赦免され、セント・ダヴィットの司教に就任した<sup>(5)</sup>。

七 一六四〇年十二月十四日国璽保管官フィンチュ (Fynch) が反逆罪の廉で弾劾された。すなわち(1)議会の決議にもかかわらず下院への答弁を拒否した、(2)造船費の値上げを査定するため裁判官をそのかし威嚇した、(3)不法な山林処理、(4)議会の解散および法律の公布に関する国王への不当な助言を問われたものである。両院の合同審査会で十箇条にわたる弾劾条項が検討され、一六四一年一月三十日上院は下院に対し被訴追者のため告発を審理しない旨を通告した。二月十五日上院は逃亡中の彼の召還を免除した。事件は間もなく勃発した内乱によって消滅した<sup>(6)</sup>。

八 一六四〇年にはバークリー卿 (Sir R. Barkly) は二名の貴族を殺害した罪で訴追されたが、それは国王からの訴追に基づいたもので下院からの弾劾訴追によるものではなかった。当時下院は訴追当事者であった。バークリーはその爵位を放棄し、グロスターおよびウォリック州の陪審裁判にかかった<sup>(7)</sup>。

九 一六四一年一月三日検事総長ハーバート (Eduard Herbert) はキンボルトン上院議員およびホリス、ハッセルリッヒ、ピム、ハムデン、ストロードの五人の下院議員によって反逆罪の廉で弾劾された。下院は彼を逮捕するため

守衛官を派遣した。下院ではこの弾劾事件をもって王国の顛覆を図るものとし、上院では一六四二年二月二十二日彼の供述を聴取した。彼は国王の命令によってなした職務行使の故をもって、その行為の違法性を否認し、反逆罪の場合には弾劾について関係議院の承認で足りるにもかかわらず逮捕された事実について抗弁した。ハーバートの無罪を立証せんがため上院に送付された国王の書翰を考慮することなしに事件が審理され三月八日弾劾委員会で弾劾は決定した。この際ワイルド委員は次のような注目すべき発言をしている。基本的には大臣責任論において国王の命令に対しては控訴は許されるべきではないということである。違法な国王の命令は法律違反としては無効であり刑事犯を構成するにせよ違法性の故に刑事訴訟又は損害賠償訴訟を提起することにはならない。最初ハーバートは絶対多数をもって無罪の宣告を受け罷免されなかった。しかしこれに対して下院から爆発した憤怒に驚いた上院は判決宣告の数日後に前回の判決を覆えして有罪の宣告を下し、ロンドン塔に送り、公職就任資格と同様な議員資格をも剝奪し検事総長をも罷免した。<sup>(8)</sup>

一〇 一六四二年ロンドン市長リチャード・カーネイ (Sir Richard Gurney) は議会の命令に違反して軍需品や武器を倉庫に貯蔵した故をもって重罪および軽罪に該当するものとして弾劾された。また同年スペンサー (Spenser) は、国王に悪しき助言をした廉で弾劾された。<sup>(9)</sup>

(1) バッキンガム公弾劾事件については Tite, *Impeachment and Parliamentary Judicature in early Stuart England*, 1974, p. chap VII. に精よす。

Taswell-Langmead, *op. cit.*, p. 526; Keir, *op. cit.*, p. 193 f.; Hallam, *op. cit.*, I p. 363, 370 f.; Cox, *op. cit.*, p. 239 f.; Foster, *op. cit.*, p. 589; Tanner, *op. cit.*, p. 66 f.

- (2) Cox, op. cit. p. 240; Taswell-Langwead, op. cit. p. 526; Mohl, a, a, O.S.627-631.
- (3) Maitland, op. cit. p. 477.
- (4) Feiden, op. cit. p. 152; Keir, op. cit. p. 195.
- (5) Taswell-Langwead, op. cit. p. 526.
- (6) Mohl, a, a, O.S.642 ff.
- (7) Foster, op. cit. p. 159.
- (8) Mohl, a, a, O.S.644 f.
- (9) Foster, op. cit. p. 589. note (19);

二二 チャールズ二世の総理兼大法官クラレンドン伯 (Edward Hyde, Earl of Clarendon, Lords Chancellor and Chief Minister) は短期議会および長期議会に選出され従来の特政体制を改めることに尽力した。国教会および王権擁護し議会内に王党を作ろうとしたがチャールズ一世が五議員逮捕を強行しようとしたため成功せず、内乱勃発し内乱中国王を輔佐し皇太子(後のチャールズ二世)を輔導した。王軍敗北後皇太子に従って亡命しその間内乱史(History of the Rebellion and Civil Wars in England)の執筆を開始した。亡命国王チャールズ二世の國務大臣、大法官となり、王政復古とともに男爵、伯爵となり国政を掌握した。共和政時代の指導に対する過度の復興を戒め敵対せる党派の融和政策を図ったが議会は国教会の優越権を確立するためクラレンドン法典を制定し非国教徒に対する迫害が行われた。この融和政策のため王党の不满を招き、その宗教政策のため非国教徒に憎まれ、またオランダとの戦争に失敗して罷免され一六六三年七月十日ブリストル伯 (Earl of Bristol) によって反逆罪および軽罪の廉で弾劾された。<sup>(1)</sup> 弾劾条項を調査の結果、上院は、その写しを上院の首席裁判官に交付した。首席裁判官は他の裁判官とともに訴追が合法



的なものかどうか、それが反逆罪に該当するかどうかを検討し次の回答を示した。

「われわれは次のように考える。王国の制定法による反逆罪の訴追は元来貴族によって上院に提出することはできない。故に七月十日のプリストル伯による反逆罪の訴追は合法的なものではない。」かくてプリスト伯は訴追を取り下げた。その後、伯の訴追は名誉毀損罪に当たると悲難された。これに対し伯は訴追を考えたのは情報を提供したものと抗弁した。その後、間もなくクラレンドン伯がカナリア島譲渡後周施の取消しにつき国王に進言したことが下院で弾劾を開始する端緒となった。またシーモア卿 (Lord Edward Seymour) は、その他の犯罪につき口頭で彼を訴追した。十一月六日リットルトン (Thomas Littleton) により次の十七箇条にわたる弾劾事由が報告された。その主要なるものは、(1)陸軍の常備軍を増強し、それによって王国を支配せんとした。(2)国王に開会中の議会の解散を勧告し、将来一切の議会思想を放棄し軍政を布かんとした。(3)カナリア島譲渡、歩合で王国の関税を請負いワイン商人から莫大な金銭を受領し、賄賂をとって違法に官職を売却し、(4)国王の臣下を違法に投獄し、刑に処し、彼等の人權を侵害した。(5)オリヴァー・クロムウェルがスペインから獲得したダンケルクを不当に低廉な価格でフランスのルイ十四世に売却することを企図した廉によるものであった。

これは下院で採択され十分に弾劾事件として審議すべきかどうかの質問が交わされ、弾劾条項に徴して議席を剝奪し拘禁することを上院に勧告した。しかし上院はストラアフォード事件の先例に照らして弾劾<sup>(2)</sup>にかけることを拒否した。反逆罪として弾劾にかかる必要性を認めなかったからである。弾劾は一般に反逆罪に限定されるべきであり、伯の弾劾は王国の公正な裁判に対する侵害であり、悪と危険な結末の先例となる。本事件に見られるように専制的訴訟手続は一六七九年の人身保護制定の端緒となった。<sup>(4)</sup>彼は裁判を免れたが、彼の不在中一定期間内に彼を審理すべき法

律が通過した。本法にはもし出頭しないときは終身追放すること、イングランドに帰還した時は反逆罪で処罰すること、議会制定法による以外には恩赦が及ばないことを規定した。しかし病気のため法定期間中裁判所に出頭せず一六四七年十二月九日ルアンに亡命中死亡した。<sup>(5)</sup>

一三 一六六八年にはピーター・ペット (Peter Pet) 海軍省委員はオランダ侵略のための準備を怠り船舶停泊の過失から船舶を喪失した故をもって重罪および軽罪に問はれた。<sup>(6)</sup>

- (1) Taswell-Langmead, op, cit, p. 527; Keir, op, cit, p. 249 f.; Hallam, op, cit, II, p. 126-133; Cox, op, cit, p. 82, 241; Feilden, op, cit, p. 153; Taylor, *The Origin and Growth of the English Constitution*, Part II, 1898, p. 367; Adams, op, cit, p. 339, 364; Maitland, op, cit, p. 327;
- (2) Taswell-Cangmead, op, cit, p. 527; Costin & Watson, *The Law and Working op the Constitution*, 1660-1783, vol I, 1952, p. 155
- (3) Cox, op, cit, p. 82.
- (4) Taswell-Langmead, op, cit, p. 527.
- (5) *ibid* p. 587 f.; Mohl, a, a, O.S.654-660.
- (6) *Howell's State Trials*, 9 vol, p. 865 ff.

一四 一六七八年下院は大蔵卿オスボーン・ダンビー伯 (Thomas Osborn Earl of Danby) を反逆罪その他の重軽罪で弾劾した。十二月二十一日に弾劾が提案され本件を討議する議会が次期議会が召集されるまで休会したが、最後に伯の拘禁と議会からの追放を要請する覚書は上院に送付された。上院は下院に伯の公職追放を伝達したが国王は彼に恩赦を与えた。その後下院は直ちに伯に対し権利剝奪法の適用を考えこれを上院に送った。上院は権利剝奪法につ

いて協議会の設置を提案したが下院はこれを拒否し上院の修正は議案の本質を変え権利剝奪法から追放議案 (Bill of Banishment) へ変更したのではないかと反論した。その後数回の協議の後、権利剝奪法は通過し、院の命令によってロンドン塔に送られ一六八三年二月十二日まで拘禁された。その後ゾマーセット、アルバーマル公、チエスターフィールド伯が保証人となり五〇〇〇ポンドの保釈金を積んで保釈された。その後ウイリアム三世治下で積極的政治活動が許されリーズ公 (Duke of Leeds) にまで叙せられた。

一六九五年四月二十七日、下院はダンビー伯からリーズ公に叙せられた枢密院議長リーズ公を重罪および軽罪の廉で弾劾した。東印度会社が特許状を貰いうけるため五、五〇〇ポンドを贈賄した職務犯罪を問われたものである。同日上院に、この弾劾が送付されるや彼は直ちに抗弁した。四月二十九日下院は形式的に被訴追者に回答を促した。翌日公は簡単に言葉少なくその証拠の信憑性を否認し五月二日下院に愁訴した。翌日下院が訴追を宣告するや重要証人の忌避の申立があったがこれは国王の布告によって承認されなかった。本件は彼のいうように全く世論によって彼を葬らんとする悪意に満ちた奸策であった。下院は証拠不充分的理由でそれ以上追及しなかった。二、三の歴史家のいうように東印度会社の瀆職事件には多くの有名人が関係しているが何等問題とならなかった。かくて一七〇一年六月二十四日リーズ公に対する弾劾は取り下げられた。<sup>(1)</sup>

ダンビー伯事件の経緯は次の通りである。

チャールズ二世はダンビー伯に命じて駐仏イギリス大使モンタギュー (Montague) をしてフランスの講和条件を交渉するよう指令した。この結果一六七八年五月二十七日に秘密条約が成立、チャールズ国王は仏和戦争で中立守る約束をして莫大な金を貰いうけた。しかしこの場合ダンビー伯は国王への助言者としてではなく国王の指令を執行した

政府官吏としての役割を果たしたのに過ぎなかったのに、かかる行為に対して下院から弾劾されたのである。本件の発端をなしたのは英国国王の命によりヴェルサイユ宮殿のイギリス大使「モンダギュー宛の書翰」事件に因る。<sup>(2)</sup>この書翰の中で国王は二箇月以内にフランダースから軍隊を引き上げ六箇月間議會を召集しないことを条件に中立を維持するため六〇〇万ルーブルの提供を申込んだ。上院はこの事件を審理することを拒否した。理由は一般の事件として審理すべきであつて特別の弾劾事件に該当しないのであつた。チャールズ二世は一六七九年二月三日彼を救わんがため議會を解散したが次の議會で弾劾は復活し、国王の要請にもかかわらずロンドン塔に送られ、五箇年間服役し一六八四年まで拘禁された。<sup>(3)</sup>

その後ウィリアム三世治下で積極的公的活動を許され、三世によつてカーマーセン侯(Marquiss of Carmarthen)に、一六九四年にはリース公(Duke of Leeds)に叙せられた。翌一六九五年には瀆職罪で下院から弾劾されたが議會は突如停会を命ぜられ審理は中止した。<sup>(4)</sup>

ダンビー伯弾劾事件は後述するように英国弾劾制度の展開過程において種々の憲法問題をひき起こした点で極めて重要性をもつものであつた。弾劾事由としては既述したように(1)戦争と平和の問題につき外国の君主及び大使と協議し大臣と協議することなしに在外大使に訓令を発し、王権を篡奪せんとした、(2)王国の伝統的政治形態を顛覆し、専制的独裁権の樹立を企図した。この目的達成のためフランス国王に戦争に藉口して陸軍の増強を提案し、王国内でも常備兵力の増強を図り多額の軍事費がこの目的のために議會で承認され、後に陸軍は国王及びイギリスにとつて極めて危険な不必要な重荷となつた、(3)イギリス王国と国王の利益に極めて不利な条件でフランス国王に平和条約を提案し、これに調印した。そのためフランス国王から多数の金銭を受け取つた嫌疑があげられた。<sup>(5)</sup>

ダンビー伯弾劾事件で憲法上重要な問題は次の五点にある。<sup>(6)</sup>

(1) 書翰は戦争と平和の問題につきチャールズ二世の明白の指令で不本意ながら伯によって書かれたものである。そのことは国王の勸奨によって書かれたものでないというが国王が追伸で署名していることで裏書きされた。この書翰に対する国王の権威は国王自身の署名によって明らかなる如く否定しえない事実である。ダンビー伯事件は現代法で認められているように如何なる大臣といえども彼の君主の命令に服することによって袞龍の袖に隠れることはできないという憲法原則を確立したものである。<sup>(7)</sup>

一三七六年のラティマーおよびネヴィル事件、一三八六年のミハエル・デ・ラ・ポール事件の如きは政府高官が国王のみならず国民に対しても責任を負うものと考えねばならなかった。国王を対する貢献といえども国法に順守しないことあるいは憲法原則を無視してもよいということを正当化するものでないことを立証した。十六世紀には大臣の責任は国王に対するものであって国民に対するものではなかった。チューダー王朝の国王たちは不人気な大臣を処罰する時には議会の協力を要請したけれども議会在がイニシアティブをとることを好まなかった。その後スチュアート王朝の国王たちが国民の意思に反して統治し始めた時、下院は国王の政策を遂行した大臣を攻撃した。その公的活動につき犯した罪科につき(例・ペーコン事件、ミドルセックス事件) 国王への助言者を処罰する要請は議会在が国民の利益に反すると考える政策を採用した件につき(例・バッキンガム事件、ストラアフォード事件、クラレンドン事件) 大臣を処罰することによって彼等の政策をコントロールする要請に発展した。ダンビー伯事件は大臣がその不法行為を弁護するため国王の命令をもってしても抗弁することはできないという憲法原則を確立した。他方一七一五年のオックスフォード事件は大臣が国王の命令によってなした政治行為については一切の責を負うことを立証し、<sup>(8)</sup>一六八八年の

革命後になつて議會に對する大臣の責任は憲法上の原則となつた。<sup>(9)</sup> 現在では大臣はすべての行為につき國王に對して責任を負う。ダイシー教授の言を借りると「國王は道德的のみならず法律的にも彼の參加した行為に責任を負う大臣を通じてのみ行動し、絶対に大臣の協調を必要とする」。<sup>(10)</sup>

(2) クラレンドン伯事件の先例にもみられるようにダンビー伯事件は反逆罪によつて律するよりは寧ろ輕罪 (Burg deamour) によつて律せられるべきものであつた。上院はダンビー伯を反逆罪としての確証を欠くものとしてロンドン塔に送ることを拒否した。議會は間もなく停會を命ぜられ解散した。総選挙後の下院では弾劾を復活し、上院はその動議により被告を拘引することを守衛官に命じた。上院は最初の見解を撤回したけれども、この事件に對する上院の反対は弾劾を実際に阻止するに役立つたといわれている。<sup>(11)</sup>

(3) 議會の弾劾につき國王の恩赦大権は認められるかどうか問題である。國王はダンビー伯を救うため國璽を押しした恩赦状をもつてしたが下院は反逆罪その他の重罪につき弾劾係属中のいかなる者にも恩赦大権が認められた先例なしと主張し、<sup>(12)</sup> もし恩赦がなされるとしたら、それは違法かつ無効であり、<sup>(13)</sup> 英國下院では弾劾に恩赦大権は許されるべきでない<sup>(14)</sup>と決議した(一六七九年四月二十八日、五月五日、下院議事録一三号五五三頁、五四〇頁)。<sup>(15)</sup> 下院の政治的反対理由は國王大権の干渉によつて大臣の責任が議會の査問と裁判を免れることになる点を恐れたからである。<sup>(16)</sup> 革命後、下院は再び弾劾には恩赦大権は及ぶことはできないという決議をした(一六八九年六月六日下院議事録)。

その後の弾劾事件についても、この問題につき多少の議論はあつたが遂にウイリアム二世の一七〇〇年の王位確定法第三条末項において、<sup>(17)</sup> 「英國國璽をもつてする恩赦は議會における下院の弾劾を免除するに足らず」と規定し、王権をもつてするも弾劾事件の進行を停止しえないことを明らかにした。しかしこのことは刑の言渡後において恩赦大権

をもって執行猶予又はこれが減刑を妨げるものでないことはいうまでもない。<sup>(18)</sup> ジェームズ一世は大法官ペーコン卿の執行猶予を決定したし、一七二五年の反乱に際して六名のスコットランド貴族の中三名は弾劾判決後に恩赦のなされた先例がある。<sup>(19)</sup>

(4) ダンビー伯事件によって惹起された他の問題は僧侶貴族 (Spiritual Lords) は上院の裁判に出席し投票権をもつかどうかという問題である。それは教会の特権に由来する古い慣習によって認められている。<sup>(20)</sup> しかし死刑に該当する弾劾の審理中には出席しても判決には加わらなかった。下院もまた先例により最終判決には僧侶貴族は投票すべきに非ざとした。しかし上院は法廷が有罪か無罪かの投票を進めるまでは僧侶貴族は当該事件につき法廷に出席して、これを中止する権限をもつと決議した。<sup>(21)</sup> これはヘンリー二世の一一六四年制定のクラレンドン法第十一章に合致するものである。また実際僧侶貴族は権利剝奪法の審理においては凡ゆる段階で投票する権限を与えられ、一六九六年のジョン・フェンウィック事件<sup>(23)</sup>においても最終判決を含めてすべての審理に投票している。<sup>(24)</sup> 大体法律に何等知識のない貴族が上院における裁判について投票するのは極めて不合理のようであるがヘイルその他の説によれば僧侶貴族は常に裁判官の助言に基づいて投票するから差支えないというのである。しかし実際に僧侶貴族は裁判官の助言に従うものはなかったといわれる。非法律家である貴族の裁判関与に対する反対の声は遂に一八四四年アイルランドの志士オーコンネル事件によって表面化した。オーコンネルは煽動罪の廉で訴追されダブリンで有罪判決を受け、二〇〇〇ポンドの罰金および一年の禁錮に処せられたが、彼はこの判決につき上院へ上訴した。ところがトリー党の貴族が、この判決は取消されるべきとする法律家のコトナム、デンマン、キャンベルの諸卿に反対し、同じく法律家のブルーム、リンドハーストの諸卿に同調して有罪決定支持の投票をしようとしたので枢密院議長ウォーンクリック卿は非法律

家の貴族たちに投票を差支えるよう要請し、「もし法律についての知識のない貴族諸卿が、こういう問題に、これを諸卿の決定に一任せず古くからの慣習に反して自らの投票でもって介入して来るとすれば司法裁判所としての本院の権限は大いに傷つけられるであろう」と警告した。このウォーリック卿の言葉は、その後も守られイギリス憲法の慣習となっている。<sup>(25)</sup>

(5)最後に弾劾は議会の停会又は解散によって中止され得るかどうかの問題である。<sup>(26)</sup>一六七九年二月上院は特に解散を繞るダンビー伯事件と関連して議会の解散は下院によって提起された弾劾を変更するものでないと決議した(一六七八年—一六七九年三月十八日、十九日、上院議事録二三号四六六)<sup>(27)</sup>。一六八五年までは議会の法律でこの原則は維持されていたが同年この決議は変更され取消された。これはローマ法王の貴族が弾劾から免れることを救うためにとられた矛盾した態度であった。<sup>(28)</sup>

議会の停会、解散は弾劾手続を終らしめ得るかどうかの問題は、その後ワーレン・ヘスチング事件で弾劾に影響なしと決定された。<sup>(29)</sup>両院は、この問題につき充分討議の後、絶対多数でもって上院に係属中の弾劾は議会の法律と慣習によりステタス・クオーの原則で解決すべきであると決議した。<sup>(30)</sup>

- (1) Tite, op. cit. p. chap VII. 178-217. Taswell-Langmead, op. cit. p. 528-530; Hallam, op. cit. II, p. 166; Cox, op. cit. p. 81 f.; Pike, op. cit. p. 233; Keir, op. cit. p. 255 f.; Feiden, op. cit. p. 153; Costin & Watson, op. cit. I, p. 180 f.; Tanner, op. cit. p. 233, 240 f.;
- (2) Mohl, a, a, O.S. 668-670.;
- (3) Feiden, op. cit. p. 154; Taswell-Langmead, op. cit. p. 528; Costin & Watson, op. cit. I, p. 180.
- (4) Taswell-Langmead, op. cit. p. 529.



- (5) Costin & Watson, op. cit. III I, p. 180 f.
- (9) Taswell-Langmead, op. cit. p. 528;  
Feilden, op. cit. p. 46 ff.; Tanner, op. cit. p. 243; Phillips, op. cit. p. 69.
- (7) Hallam, op. cit. I II, p. 166 f.
- (8) Feilden, op. cit. p. 46 f.
- (6) 議会に對する大臣責任制は十七世紀の終りまでは確立されていなかったとフェルデンは述べてゐる (Feilden, p. 46)
- (10) Dicey, Law and the Constitution, 1952, p. 327.
- (11) Taswell-Langmead, op. cit. p. 528; Hallam, op. cit. II, p. 168; Feilden, op. cit. p. 155. 彈劾につき下院より判決言渡の請求あるもひは上院はこれをなすことにはできなからず。故に上院が彈劾事件につき表決を終らした時は下院に通告するのを要し、下院は被訴追者のために判決言渡の猶豫を申出づる自由を持つ。
- (12) Costin & Watson, op. cit. I p. 182.
- (13) *ibid.*, II I, p. 182.
- (14) Taswell-Langmead, op. cit. p. 528; Pike, op. cit. p. 233; Hallam, op. cit. II. p. 170
- (15) (9) Taswell-Langmead, op. cit. p. 528 f.
- (17) *ibid.* p. 529, -673; Rowland, op. cit. p. 499; Ridges, op. cit. p. 11;
- (19) Mastermann, op. cit. p. 155; Mariland, op. cit. p. 318
- (16) Mariland, op. cit. p. 318, 480; Hallam, op. cit. II, p. 173; Taswell-Langmead, op. cit. p. 529
- (20) Taswell-Langmead, op. cit. p. 529
- (21) *ibid.* p. 529; Hallam, op. cit. II, p. 170.
- (22) Hallam, op. cit. II, p. 171; Keir, op. cit. p. 256; Taswell-Langmead, op. cit. p. 529; Stubbs, op. cit. p. I, p. 464 -467; Dale, Principle of English Constitutional History, 1902, p. 69; Pike, op. cit. p. 108, 118, 154, 157, 227, 311 f.

- (23) Hallam, op. cit. II, p. 342; Stubbs, op. cit. p. 161.
- (24) Taswell-Langmead, op. cit. p. 529.
- (25) 末延・上掲論文一一頁。
- (26) Costin & Watson, op. cit. II, p. 181 f.
- (27) Taswell-Langmead, op. cit. p. 529.
- (28) *ibid.* p. 529.
- (29) Smith, op. cit. p. 546.
- (30) Taswell-Langmead, op. cit. p. 529; Feilden, op. cit. p. 154.

一五 一六八〇年十一月二十日海軍省經理局長シーモア (Edward Seymour) は重大な職務犯罪の廉で弾劾された。弾劾理由は、(1)海軍のために計上された八万ポンドの金額を法的に禁止されていた陸軍に流用し二十万ポンドの超過支出をした、(2)恣意的かつ違法に他人に代つて御用商人に支払いをした。(3)經理局長として収入の外に毎年機密費として三〇〇〇ポンドを受取つた。一六六六年オランダ人から買取つた砂糖の価格以上の貨物を積荷した。

十二月十二日弾劾事件は上院で委員会に付託され、一六八一年一月三日彼は迅速な裁判を申出て弁護人を依頼した。一月八日には上院も十五日に弾劾手続を開始することを決議したが議会はこの日の前日に停会し間もなく解散した。<sup>(1)</sup>

一六 同年首席裁判官スクロッグス (Scroggs) はアイルランド、ビッカリング、グローブスその他カトリック教徒事件における陪審裁判による不評な判決要旨の責任を問われた。その中に主審裁判官のごまかし、刑事被告人の審理法廷における軽侮の言動、カトリック教徒の推薦以前に陪審を解任し、白紙会状を独断で乱発した点を叛逆罪で問われて弾劾された。<sup>(2)</sup>

一七 庶民が反逆罪もしくは重罪により弾劾されるかどうかについて問題を提起したのは一六八一年のフィッツハリス (Edward Fitzharris) 事件である。<sup>(3)</sup> 彼は一庶民であったが反逆罪の廉で下院によって弾劾された。下院の真の目的はローマ法王の陰謀を暴露することであった。弾劾事件に下院が介入することを阻止するためチャールズ二世は法務長官に命令して反逆誹毀罪 (a treasonable libel) として王座裁判所で審理させることにした。ここにおいて当該裁判所から重罪の故をもって庶民に対する弾劾訴追権を奪わんとする下院の企図は憲法論議を捲き起こした。上院では裁判所側に加担してフィッツハリスがコモン・ロウによって普通裁判所で審理され弾劾手続によるべきでない<sup>(4)</sup>と決議した。この決議の理由は述べられていないが、これは一三三一年エドワード三世の四年サイモン・デ・ベリスフオード (Sir Simon de Beresford) 事件<sup>(4)</sup>の先例を踏襲したものである。すなわちベリスフオードは下院では弾劾されなかったがモーチマー伯 (Rogan Mortimer, Earl of March) の反逆事件の共犯として一庶民であるにもかかわらず国王の訴追に基づき上院で審理された。審理の後、上院は国王の承認を経て貴族以外の庶民の審理をした前述の裁判権は將來にわたって先例としないという決議をした。その後の事件で上院はこの決議を破るのみならず大憲章およびコモン・ロウも国王の訴追に基づいて上院における庶民の重罪の審理を規定している。リチャード二世時代には庶民の弾劾事件に関し二、三の先例があったし、それはチャールズ一世時代 (一六二五—一六四九) まで継続した。<sup>(5)</sup>

フィッツハリス事件に対する上院の決議に対し下院は弾劾が下院の特権であり、反逆罪であろうと重罪であろうと貴族であると庶民であることを問わず弾劾せられるべく議會での弾劾を拒否する上院の決議こそ正に正義の否認であり、議會の権限への侵犯であると決議し (一六八一年三月二六日下院議事速記録九号七一頁)<sup>(6)</sup>、もし下級裁判所がフィッツハリス事件の審理を進めるならば下院の特権に対する重大な侵害であると反論した。<sup>(7)</sup> それにもかかわらず上院は

本件を審理しなかった。議会は間もなく解散され、解散二日後にフィッツハリスは王座裁判所で審理され陪審によって有罪の判決を受け絞首刑に処せられた。本件は決して庶民の反逆罪に関する下院の弾劾事件につき結論を下したものではなかった。これは単に議会の問題としての意味をもつにすぎなかった。<sup>(8)</sup>

- (1) Mohl, a, a, O, s, 660 f.
- (2) Feilden, op, cit, p, 156, Smith, op, cit, p, 556.
- (3) Taswell-Langmead, op, cit, p, 530, note (5); Pike, op, cit, p, 231 f; Hallam, op, cit, p, II, p, 200; Maitland, op, cit, p, 317; Taylor, op, cit, p, II, p, 386 f; Feilden, op, cit, p, 155; Medley, op, cit, p, 168, 308.
- (4) Feilden, op, cit, p, 156.
- (5) Taswell-Langmead, op, cit, p, 530 note (5)
- (6) *ibid.*, p, 530; Feilden, op, cit, p, 155; Costan & Watson, op, cit, II, p, 186, Smith, op, cit, p, 556
- (7) Costan & Watson, op, cit, II, p, 185 f.
- (8) Pike, op, cit, p, 232

一八 フィッツハリス事件で進展した上院の憲法違反説も革命後一六八九年のアダム・ブレーア (Sir Adam Blair) 事件によって廃止された。<sup>(1)</sup> すなわちブレーアのほかヘンリー・ボーガン陸軍大尉 (Captain Henry Vaughan) フレデリック・モール陸軍大尉 (Captain Frederick Mole) ショーン・エリオット (John Elliot) およびロバート・グレイ (Robert Gray) 両医学博士はウィリアム三世の尊称を冒瀆した点、とくにジェームズ二世の宣言書公刊による反逆罪をもって弾劾され<sup>(2)</sup>上院は直ちに査問委員会を任命して弾劾の審理を決議した<sup>(3)</sup>(一六八九年六月二六日、七月二日上院議事録一四九—二六〇頁・三六一—三六四頁)。

チャールズ一世時代には確かに庶民は重罪の廉で弾劾の対象にならなかった。しかしブレーア事件をめぐる、この問題は再燃し、一庶民といえども陪審の起訴による普通裁判所の手続をもって処罰すべきか、あるいは弾劾手続をもって審理すべきか否かについて論争が起り、上院は弾劾手続を進めることを決議した。一六八九年のブレーア事件までは庶民は重罪以外の罪では弾劾されることなしという議論も少なくなかったが、ブレーア事件を契機として庶民といえども反逆罪又は重軽罪を問わず弾劾せらるべしという新判例が確立した。<sup>(4)</sup>この上院の決議はエドワード三世以後いかなる判例によっても支持されないブラックストンの解釈に対して全く反対の意見を表明したものと見て注目に値する判例である。<sup>(5)</sup>ブラックストンによれば庶民は重軽罪 (high misdemeanour) では弾劾され得るも死刑に当たらべき重罪 (Capital offence) では弾劾されることなく貴族は誹毀や乱行の如き軽罪を含めて一切の犯罪についても弾劾され得るといっている。<sup>(6)</sup>ステイヴンも貴族は罪の種類の如何を問わず凡ゆる犯罪について弾劾され得るが庶民は普通の刑事裁判所では、特に処罰し得ない政治犯と考えられる重罪、恐らくは反逆罪については弾劾され得るとしている。<sup>(7)</sup>両者の主張は弾劾が初めて議会で行使された一三七六年以前においても貴族は、その特権として反逆罪又は重罪については上院で審理されるのであり庶民といえども死刑に当たらべき重罪については自己と階級を異にする上院で審理されることは適当でないとする政策上の理由に加えるにベリスフォード事件に対する上院の先例を尊重したためである。

ウイリアム・ジョンス (Sir William Jones) は、もし庶民が反逆罪で弾劾され得ないとするや庶民が大臣たることよって随意に政府を顛覆することになるだろうと指摘している。<sup>(8)</sup>恐らくは庶民の反逆罪については制定法に何等の規定もなかったものと思われる。反逆罪とは何かということは極めてむづかしい問題である。エドワード三世二十五

条の反逆罪法は反逆罪の構成要件について次の如く定め<sup>(9)</sup>る。

(1) 国王、女王、皇太子を殺害する者、殺害の目的で武器や弾薬を提供する者および共謀者も国王を死に至らしめるから反逆罪となる。(2) 市民が国王の友人又は国王の未婚の長女もしくは後継者である皇太子の妻に暴行を加える場合、この規定の意図するところは皇位継承を脅かす庶出から国王の血統を守ることである。これは太后や親王未亡人に暴行を加えることは反逆罪に該当しないからである。(3) 国王の領土において国王に対して戦争を開始する場合である。

これは君主制を廃止するばかりでなく国の経済機構や法律の変革を企図するものである。(4) 市民が国王の領土内において国王の敵を支持し領土内で彼等に援助を与える場合である。これは敵に情報を与えたり、食糧を送り、武器を売却したり、要塞を開放する場合。敵とは公然と戦争をしている外国を指す。イギリスとの間に交戦状態はなくとも英国王に対立する領主や外国からの侵略者や海賊も同様である。(5) 国璽又は王璽を偽造する者。(6) 国の貨幣を偽造する者、英国貨幣に模した偽造貨幣を王国に持ち込み、偽造貨幣と知って取引した者。(7) 大臣、裁判官、巡回判事を殺害した者、之等政府高官は国王の主権を代表しているからである。このほか国璽の保管官たる貴族もこれに含まれる(エリザベス一世十八章五条)。

メアリー女王の一章一条はエドワード三世の二十五条以後創設されたすべての中間の反逆罪を廃止し、メアリー女王の二章の一、二条により二種類の法律を復活した。すなわち(1) 国王の同意により王国内で流通させる以外に、この王国において正貨としてではなく金貨や銀貨を偽造あるいは模造し、(2) 不実に玉璽を偽造あるいは模造する場合は反逆罪とする。支払の意図をもって王国に、そのような偽造あるいは模造外国貨幣を持ち込んだり流通させた者は反逆罪となる。これらを教唆したものの周旋したのも同様とする。

このほかエドワード三世二十五条により国王や政府に反乱を企てるものも反逆罪となる。アン女王一七年の一条、二条により王位継承する人物を王位継承から除去したり隠匿する場合も反逆罪となる。王位継承の場合、王冠をハノーバー家に譲渡する目的のためウイリアム三世の三章一三条、一四条により英皇太子は当時三十才でジェームズ三世の称号を名乗ったが反逆罪に当たるとされた。ジョージ二世の三十九章七条により王国に上陸したり上陸を企図したりするものは反逆罪に当たる。アン女王の七章六条により犯意があり直接著述出版により王国の王位や権利、称号を脅す他の者を支持する者は反逆罪に該当する。反逆罪の刑は大変残酷なものである。犯罪者はいきなり絞首台に引きずられ首を吊るされ生きながら切られ、生きていながら内臓は取り出され焼かれ、頭は切り落され、体は四つの部分に切断される。

政治混乱時代にはそれぞれ新しい反逆罪が設けられ、その危険がなくなると廃止された。一三九七年にはリチャード二世の末期国王殺害の計画のみならず彼を廃位せんとする計画も反逆罪とされた。それから二年後ランカスター家が王位を継承するようになり、この法令は廃止された。同様一四一四年に国王の与えた旅券を有する者に対する殺害および窃盗は反逆罪とされたが、これも一四四二年に廃止された。またヘンリー八世時代九つの法令は新しい反逆罪を規定しているが、四つは法王の支持者を罰するため、五つは国王の複雑な結婚後における王位継承を維持するために充てられたものである。次のエドワード六世の始めの一五四七年には之等はすべて廃止され、一五四九年には枢密顧問殺害の意思をもって争擾を起こすこと、彼を襲撃又は殺害することは反逆罪とされた。しかし全体を通じて一三五二年の制定法は反逆罪のオーソドックスの規定となったのである。<sup>(10)</sup>

当時国王と議会においては犯罪が反逆罪か重罪かが宣告されるまでは反逆罪として裁判所で審理せらるべきではな

いとした。このような曖昧な解釈につきヘンリー四世の補充法は如何なる犯罪といえどもエドワード三世の法律によつて定められたものとは異なる方法で審理されてはならないと規定した。一八六〇年代までは如何なる人といえども現行法や議会制定法によるの外は弾劾か普通裁判所の何れかで反逆罪としての宣告を受けることはないことが大体確認されている。反逆罪法は、ある行為が反逆罪に該当するかどうかを宣告する権限を議会に与えたものであるが、これは立法権を与えたのか司法権を与えたのか不明瞭であつたので間もなく廃止された。元来反逆罪は忠誠違反を意味する概念であつて大反逆罪と小反逆罪に分かれている。中世においては国王は教会および封建領主に対して勢力を拡大するため大反逆罪の範囲を極度に上げたが一三五二年の反逆罪法で七箇の行為に、一八三二年の法律で五箇に限定した。すなわち(1)国王、女王、皇太子に危害を加えることを企図したもの、(2)王妃、未婚の国王の長女、皇太子に暴行を加えたもの、(3)国内において国王に戦いを挑んだもの、(4)職務執行中の大法官、大蔵卿、裁判官を殺害したもの、(5)国内において国王の敵に組み込んだものである。裁判所は特に(1)と(3)の拡大解釈をして準反逆罪(Constructive Treason)として国王に対する凡ゆる犯行を処罰しようとした。しかし陪審はこれに反対して無罪判決を示すことが多く、一七九五年の法律ではこれに対処してその大部分を反逆罪としたが一八四八年の法律では、これらの大部分は反逆罪的重罪(treason-felony)とされた。<sup>(11)</sup>

反逆罪の外には各種の重罪がある。この重罪には(1)コモン・ロウ上の重罪がある。これはイギリスのコモン・ロウが一三世紀に初めて体系化された時に重大な犯罪と見られた犯罪であり、殺人、放火、夜盗罪、強盗罪、強姦罪および窃盗罪等である。一般的には軽微な窃盗罪すなわち十二ペンス以下の盗みを除いては之等は死刑犯罪であつた。(2)制定法によつて重罪とされた犯罪がある。之等も死刑に処せらるべきものである。しかし一六世紀になつては漸次重



罪の間に各種の区別が立てられた。ある者は僧侶の特典を受けるものであり、ある者は、その特典を受けえないものもあるとされた。重罪の次に軽罪 (Misdemeanour) がある。これは、死刑によってではなく一般に科刑又は投獄によって罰せられる軽微な犯罪である。これら軽罪のあるものはコモン・ロウによって作られたものであるが、その多くは制定法の結果である。“Misdemeanour” という用語は漸次これらの軽微な犯罪を表さんために適用されるようになった。古典にはこれらの犯罪は “Trespass” と呼ばれている。しかし、“Trespass” は民事上の不法行為に適用される言葉となり、一方 “Misdemeanour” は重罪に達しない犯罪を意味する用語となった。同一の行為が “Trespass” であるとともに “Misdemeanour” でもありうるのである。かくてもし A が B に対して加害行為をした場合これは B に対する不法侵害であつて彼は民事裁判所に A を訴え損害を賠償せしめるのであるがこれはまた軽罪でもある。A は刑事裁判所に対して起訴され科料又は投獄もしくはその双方によって罰せられるのである。すなわち同一の行為が民事上および刑事上の責任をもつのである。それは民事訴訟法上の訴因であるとともにまた処罰されうる犯罪行為でもある。起訴しうる犯罪はこれら三つの何れかに入る。<sup>12)</sup>

国王大権に対する重罪 (high crimes) とは (1) 反逆罪にまでは到らないが貨幣に関連する反逆罪 (ジョージ三世の四十年の十一条・四十二章十四条) (2) 使用の目的で貨幣を偽造したもの (ヘンリー五世一条、三条) (3) 大蔵省役人の通貨偽造 (ウィリアム三世二十一条九条、一〇条、ジョージ三世七十一章十一条、七十章十四条) (4) 枢密顧問官の暗殺を企てたもの (アン女王十六章九条) (5) 戦時下国王の軍隊からの脱走 (ヘンリー六世十九章十八条、エリザベス女王五章五条) (6) 国王の顧問に対する犯罪として宮内省官吏、王国の領主に対して殺害を企てたもの (ヘンリー七世十四章三条) (7) 外国の国王に加担する犯罪 (ジョージ三世三十章九条) (8) 戦時において国王の軍隊からの離脱 (ジョージ三世二十四章十二条) (9)

国王の家臣が王国の領主の殺害の陰謀を企図した者（ヘンリー七世十四章三条）<sup>(10)</sup> 英国民で外国の軍隊に入隊した者、王の親署の許可なく人を監禁した者（ジョージ三世十七章二十九条三十章九条<sup>(13)</sup>）。

英国では一三八六年のサフォーク伯事件およびそれ以後反逆罪又は瀆職罪で起訴された場合を除いて重罪および軽罪は弾劾事由と結合した術語となった。これらの術語は単に刑事犯のみをカバーするために用いられたものでなかった。サフォーク伯に対する弾劾条項七項目の中三項目のみは刑事犯として解釈されたに過ぎなかった。もし重罪、軽罪を訴追される事件のみに限定してみれば、その記録が示す限りいかなる被告人もアメリカ憲法採用以前には無罪とならなかったことを発見するだろう。何故なら弾劾条項に記載された犯罪は起訴しえないからである。少なくとも起訴されない次の事件で被告は有罪の判決を受けた。英国ではサフォーク伯のほかジャイルス・モンペンソン、フランシス・メツチュエル、ミドルセックス伯、リチャード・ガーネイ、ノーサンプトン伯、ロード大司教、サツシエヴァレル、マクレスフィールド伯その他多くの事件で下院は起訴しえない犯罪で弾劾したが審理は議会の停会又は解散によって審議未了となったり両院間の紛争の故に無罪となったものもある。弾劾に関する英国議会史を検討するに法律によって容易に定義を下し得ない無数の犯罪や純粹に政治的性格を持つ多くの犯罪は重罪および軽罪と見做される。かつて大法官、裁判官その他の治安判事は瀆職罪および重大な職務懈怠によって弾劾されるのみならず非立憲的意見によって彼等の君主を誤らしめ且つ基本法を顛覆し専制権力をもたらしめた廉によって弾劾されてきたのである。ここにブルーガム卿がカロリン女王の審理に当って述べたことを指摘することは不適当なことではない。下院は起訴し得るすべての事件を弾劾するとともにまた起訴し得ない事件をも弾劾し得る。学識ある法務長官は如何なる弾劾も法律違反でなければ存在し得ないと主張したが、この意見は弾劾法について偉大な学者たちによって打ちたてられた理論と

矛盾するものである。コークは議会の権限をそのように制限しなかった。彼は弾劾権をより広範に考え、これを議会の権限とした<sup>(14)</sup>。このような先例を見てもそれが刑事的軽罪 (Criminal Misdemeanour) 以外の意味をもつものと考えねばならない。

アメリカ法においては“felony”という用語は恐らく“crime”という語よりも高度の違法行為を軽罪から区別するために用いられる。多くの国においても“crime”あるいは“public offence”は国家によって罰せられるすべての犯人に対する一般的用語である。他方“felony”と“misdemeanours”は二つの概念はその境界線は法令により引かれるが、何れにしても重罪として死刑あるいは投獄によって処罰される点で一致する。他方犯罪人を罰金と投獄あるいは他の軽い刑罰のみに服されるものが“misdemeanours”と言われる。犯罪に対する財産の没収は今日ではなく死刑は極めて少数の違反行為に限定されている。古い慣習法の重罪としては、さきにあげた殺人、強姦、傷害、放火、強盗、窃盗罪であり、横領、偽証、贈収賄は慣習法上の軽罪とされる。

二〇 一六九九年ジョン・グーデット (John Goudet) の他数名の者が弾劾され上院において訴因否認の抗弁がなされ、後に取下げられたが下院はこれに弁駁した<sup>(15)</sup>。

- (1) Pike, op, cit, p, 232 f.; Maitland, op, cit, p, 317; Cox, op, cit, p, 469f
- (2) Costin & Watson, op, cit, II, p, 188.
- (3) Pike, op, cit, p, 232, note (2), Blackston, Commentaries, IV, chap, p, 259.
- (4) Maitland, op, cit, p, 317; Cox, op, cit, p, 459
- (5) Cox, op, cit, p, 469.
- (6) *ibid*, p, 469; Blackston, op, cit, p, 219; Simpson, op, cit, p, 8

Plucknett, *A Concise History*, p. 458; chap.

- (7) Stephen, *op. cit.*, p. 14 note (1); Pike, *op. cit.*, p. 232 f.; Blackston, *op. cit.*, IV, p. 219 f.
- (8) Cox, *op. cit.*, p. 469.
- (9) Blackstone, *Commentaries of the Law of England*, 1890, p. chap, VI.
- (10) Maitland, *op. cit.*, p. 226, ff.
- (11) 英米法辞典四七〇頁以下
- (12) Maitland, *op. cit.*, p. 229.
- (13) Blackstone, *of. cit.*, p. chap, VII.
- (14) Simpson, *op. cit.*, p. 681-683.
- (15) Cox, *op. cit.*, p. 471 note (b).

二一 一七〇一年ポートランド伯ウィルアム・ベンチック<sup>(1)</sup> (William Bentick, Earl of Portland) オックスフォード伯ラッセル (Edward Russel Earl of Oxford)<sup>(2)</sup> ハリファックス伯 (Earl of Halifax)<sup>(3)</sup> サマーズ卿 (Lord Somers) の四人のホイグ党貴族は下院のトーリ党によって一七〇〇年のスペインの割譲条約に加担した廉により弾劾された。オックスフォード伯の弾劾事由は、(1) イングランドおよびアイルランドでの莫大な金額の取得、海軍施設の公金を私用に供し、海軍に甚大な損害を与えた。(2) 正当な手続なしに戦利品を処分し、キード (Kid) 海軍大佐のためのコミッションの調達(3) フランス艦隊を軽視し、敵の艦船の拿捕を怠って海軍に不利を招き(4) 国王から法外の土地と金銭の譲渡を受け公金を流用した点が挙げられた。

サマーズ卿については外国の君主から何の理由もなく金銭を受領し彼自身のため流用した点が問われた。また国王の命令で不名誉な割譲条約にイングランドの国璽を捺印したことが問われた。本件で問題となったのは下院による弾

勅裁判につき下院から上院に事前に通告がないのに上院によって期日を指定すべきではないという点である。本件における上院の手続は先例によつても是認されるものではない。また正当でもなく理性的な手続でもない。故に下院はオックスフォード伯の審理については上院の指定期日には応ずることはできないとした。同時にポートランド伯とハリファックス卿に関する上院の覚書についても下院には先例がない。このように審理の時期と方法につき衝突し下院議員は指定日に出席することを拒否したため之等の大臣は有罪の判決を免れた。恐らく弾劾に該当する何等の証拠もなかつたものと思われる。ハラムはこれを不名誉な党派精神の好例と指摘した。<sup>(4)</sup>

- (1) Taswell-Langmead, op, cit, p. 531I note (5) ; Feilden, Short Constitutional History of England, 1911, p. 156.
- (2) Foster, Commentaries on the Constitution of the United States, vol. I. 1895; p. 589 f.; Taswell-Langmead, op, cit, p. 531 (note) 5; Feilden, op, cit, p. 156.
- (3) Taswell-Langmead, op, cit p. 531; note (5) ; Keir, op, cit, p. 279; Cox, op, cit, p. 60, 82, 245
- (4) Taswell-Langmead, op, cit p. 531; note (5) ; Mohl, a, a, O, S, 670-674

二三 一七一〇年トリー党所属のセント・サヴィエル・ソースオークの聖会長サッシュェヴァレル (Henry Sachvell rector of St. Saviours Southwark) は前年ガイフォークスの祝祭日にセント・ポールでなした説教が一六八八年の革命理論の基礎をなす極端な古いトリーの無抵抗主義と積極的服従主義を鼓吹した廉でホイグ党の指導者たちから弾劾された。<sup>(1)</sup> 實質的には弾劾はプロテスタントの継承を阻止する意図をもつてなされたといふことである。<sup>(2)</sup> 上院は彼に三箇年間説教をすることを禁止し、彼の説教書は絞刑吏によつて焼却された。

- 二三 一七二五年にはオックスフォード伯爵ロバート・ハーレイ (Robert Harley, Earl of Oxford)<sup>(3)</sup>、ボーリングブ

ローク子爵 (Viscount Bolingbroke)<sup>(4)</sup> オーモンド公爵 (Duke of Ormond)<sup>(5)</sup> の三人のトーリ党の大臣は国益に有害な行為、すなわち一七二三年のユトレヒト平和条約の調印に参加した廉で弾劾された<sup>(6)</sup>。ポーリング子爵とオーモンド公爵はフランスに逃亡し、逃亡中一切の権利を剥奪された。下院はオックスフォード伯の弾劾に反対したが上院はロンドン塔に幽閉した。オックスフォード伯は弾劾が上程されたとき両院で、もし王国の大臣が国王の直接の命令でなした行為が弾劾に該当するならば他日議員の全員が該当するだろうと声明した<sup>(7)</sup>。平和条約に対しては女王が非常に熱心であつたことは否定しえない事実であつたからである。しかし国王の命令によってなされた政治行為については大臣が個人的に責任を負うべきだということが本事件の審理によって確立された<sup>(8)</sup>。これは純粹な最後の政治的弾劾の例である<sup>(9)</sup>。これを契機に議會に対する大臣責任制の原則の發展が政治的弾劾を無用ならしめた<sup>(10)</sup>。

二四 一七二五年にはマクレスフィールド卿 (Lord Maclesfield) が収賄罪の廉で弾劾され五月六日ウエストミンスターで審理が始まり、二十一日には有罪の判決を受け罷免され三万ポンドの罰金刑を併科された<sup>(11)</sup>。

二五 一七八〇年にゴードン卿 (Lord George Gordon) が同年六月二日と六日に勃発した暴動の首謀者として反逆罪に問われた。この暴動でロンドン各地の多数の家屋が焼かれイングランド銀行も焼打ちに遭い監獄も破壊された<sup>(12)</sup>。

二六 一七九四年にはハーディ (Hardy) その他の弾劾事件があつた。訴追状によれば王制の廃止と国王暗殺の共同謀議を問われたものであり、準反逆罪に該当するものとされた<sup>(13)</sup>。

(1) Taswell-Langmead, op. cit., p. 531; Cox, op. cit., p. 286 f. 415; Keir, op. cit., p. 287; Coston & Watson, I, p. 197-207; Taylor, op. cit., p. 449; Dale, op. cit., p. 394.

(2) Cox, op. cit., p. 286 f.

- (c) Taswell-Langmead, op. cit, p. 531; Feilden, op, cit, p. 156; Dale, op, cit, p. 394 f; Hallam, op, cit, II, p. 473; Cox, op, cit, p. 245 note d) 'Taylor, op, cit, p. 456f
- (4) Taswell-Langmead, op, cit, p. 531; Feilden, op, cit, p. 156; Taylor, op, cit, p. 156 II, p. 456 f; Hallam, II, p. 437; Keir, op, cit, p. 288-290 note 1) ; Mastermann, op, cit, p. 157
- (5) Taswell-Langmead, op, cit, p. 531; Feilden, op, cit, p. 156.
- (6) Feilden, op, cit, p. 156; Mohl, a, a, O, S, 674-680.
- (7) Hallam, op, cit, II, p. 438.
- (8) Feilden, op, cit, p. 48.
- (9) Taswell-Langmead, op, cit, p. 531, note (5)
- (10) Feilden, op, cit, p. 156 f.
- (11) Stephen, op, cit, p. III, p. 252; Mohl, a, a, O, S, 681 F.
- (12) Stephen, op, cit, p, II, p, 272-274.
- (13) *ibid*, p. 272-274.

二七 一七八八年のワーレン・ヘスチングス (Warren Hastings) 事件<sup>(1)</sup> 英国初代のインド総督、東インド会社の書記としてインドに渡りムルシバード駐在官となってクライヴの指揮を受けカルカッタ参事会員を勤めて一旦帰国再びインドに戻りマドラス参事会次席、ベンガル州知事となり税制、法制の大改革を成就して初代インド総督(七三―八五年)に就任、傍ら第二次マラータ戦争第一次マイソール戦争によって領土を拡大し十一年間の統治により英領インドの基礎を築いた。ヘスチングス卿はアメリカの独立戦争中、(1)東インド会社財政の再建、(2)インドにおける強力な統治組織と法の制定、(3)効率的裁判所を設置し、固有法の編纂事業を完成した。また在職中彼の任命しなかつた多くの

官吏によつて支配されていた総督府や個人的政敵に拘束されず一七七七年まで総督府を完全に支配していたが、その後重大な問題は総督と総督府に対する最高裁判所の管轄権から派生した。その管轄権はその適用に当たつて政府をして専制権力の行使を不可能にする英法の原則に従ふことであつた。ヘスチングス卿の植民地統治は厳格と誅求を行使し、英法原則に抵触するものとして英国下院の反対派から弾劾された。

この審理には一七八八年二月から一七九五年二月まで七年の長さを要し審理の結果賛成六、反対二十三の圧倒的多数で無罪となつた。

二八 一八〇六年メルヴィル子爵 (Viscount Melville) 事件<sup>(2)</sup> 本件はメルヴィル卿は海軍省主計総監時代の収賄事件である。一八〇五年七月九日メルヴィル卿の弾劾は下院で決議された。メルヴィル卿はスコットランド検事総長、小ピット内閣の内相、陸相、第二次ピット内閣の海相を歴任した。

本件は収賄事件としては著名なので上院議事録によつて詳細に述べる。

議會に参集した騎士、市民、公民たちが大英帝国国民の名においてヘンリー・メルヴィル卿を重罪および軽罪につき弾劾する。

英国海軍主計局は重大な責任と信頼のある官庁である。そしてその忠実な公正な執行につき英国国民は重大な責任を持つ。それ故に公金の受領、支払、調整に關係する官庁としての海軍主計局の古い體質は急増しつつある国の財政支出に対応するには全く不適當である。このような構造、體質が初めて議會の重大な審議の対象となつた。今日の國王の統治二十年間に制定された議會制定法によつて公金の受領支出およびその調整について如何なる調査、意見が述べられ、如何なる方法、手段で行われるかについて調査報告するために委員会が設置され公金の受領、支払いを委さ



れた多くの官庁、特に海軍主計局における弊害を発見し、それを指摘した。また名譽回復のため特に海軍に支給される公金が海軍主計総監もしくは彼の下僚たちの所有に帰することを防ぐため、彼等が公金を私目的のために流用する機会をなくするため、また主計局の公的取引を承認する際、あるいは彼等の手に残った残額を国に返却する際に不当な遅れを防ぐために委員会は種々の規則を提案した。下院は一七八二年六月十九日委員会の報告を取り上げ海軍主計局の手にあるとされている差額を減額し、増額しないようにするため規則を適用すべきだと議決した。さらに陸軍主計官と海軍主計官は当分の間、直接間接何れを問わず徴収した金を彼等の利益のために使用してはならないことを宣言した。

前述の下院議決をより効果的に実行するために将来海軍に支給される公金の乱用を防ぐため一七八二年六月二十一日 Royal Sign Manual の権限によって国王が海軍主計局長である保守党議員アイザック・バーレ (Isac Barre) の収入二二五〇ポンドに増額し、収入が四〇〇〇ポンドになることにした。一七八二年八月十九日付けの専売特許証により保守党議員ダングス (Henry Dundas) 現在のメルヴィル卿に対して海軍主計総監の官職を与えたが、これは帝国海軍の維持、修繕を任せられ、軍艦関連の必要施設および職員員の給料を支払うものである。

ところで前述の毎年二〇〇〇ポンドの中、卿には実際一八五〇ポンドしか入らなかつたことが国王へ申立てられた。そこで国王は Royal Sign Manual の権限により一七八二年十月二十三日海軍主計総監の収入をさらに二二二五ポンド五シリング六ペンス増額することによって一八五〇ポンドを加え計四〇〇〇ポンドとなることを命じた、その際国王はM卿の手許にある金あるいは海軍の古い備品の売却によって生ずる金の使用权を与えた。さらに国王はM卿に二二二五ポンド五シリング六ペンスという追加手当と前述の各種の手当の合計が年で四〇〇〇ポンドに達しない場合に

は彼によって支払われる年間の金額の合計の不足を様々な種類の手数料によって補填することのできる権限を与えた。かくしてM卿は専売特許証の下に海軍主計総監を一七八二年八月十九日から一七八三年四月十日まで勤務した。さらに一七八四年一月五日付けの専売特許証により国王は再びM卿の海軍主計総監の職を一七八二年当時と同じ期限与えた。かくてM卿は最後の専売特許証によって海軍主計局長を一七八四年一月五日から一八〇〇年五月三十日まで勤務した。

一七八五年二月十七日下院は海軍主計局を取締まるための議案を提出しM卿も同じものを作成した。議案は上下両院を通過した。そして議案は国王の統治二十五年間に「英国海軍主計局をよりよく規制するための法律」(An Act for better regulating the Office of the Treasurer of His Majesty's Navy)として成立した。その一、三、四、五条は次の通り。

第一条 英国の公的勘定につき報告し、調査権をもつ委員会により作成された報告によると、英国海軍主計局の仕事の有効たらしめるためには規制が必要である。それ故大臣閣下によって現在議会に招集されている聖職者貴族その他の議員、下院議員の助言と同意および彼等の権限によって一七八五年七月一日以後英国海軍主計総監は当分の間主計局に提出されるすべての請願書においては彼の必要とする金は彼のためにイギリス銀行総裁及び社員へ納付されるようにすべきである。そしてそのような金を申込むよう彼に命令してある海軍省監督官の書翰、その写しを請願書に添付しなければならない。書翰には監督官がその金の使用目的を明細に記載することを必要とする。海軍主計総監の手許にどれだけの残高が残っているかも記載されねばならぬ。英国大蔵省委員会(Commissioners of his Majesty's Treasury)は当分の間文書によって屢々直接大蔵省の監督官が海軍省主計総監のために当分の間主計官を任命しイン

グランド銀行及び総裁に支払うよう命じなければならない。大蔵省委員会から海軍主計総監へ発給されると同様な方法によってイングランド銀行総裁に支給されねばならない。イングランド銀行総裁の帳簿に集められる口座は「英国海軍主計総監の口座」とされ、当分の間支払出張のため主計総監の名称が掲載される。

第三条 一七八五年七月一日以降英国大蔵省から海軍主計総監へは海軍（施設）のためにいかなる金の支給も許されず、またそのような金の主計総監の手許あるいはその所有になることは許されないように指導すべきである。そのような金はイングランド銀行及び総裁へ納付され、それを発給した施設より上述の口座へ振込まれるべきである。

第四条 英国海軍主計総監は当分の間、彼自身、あるいは彼から正式に権限を与えられた人により一七八五年七月一日以後はすべての海軍々務に関する事項をイングランド銀行及び総裁に仰ぐべきであり、それぞれすべての手形にはその供給先である海軍省の名称が明示されなければならない。海軍主計総監もしくは前述の権限を与えられた人の手形は、その供給先である官庁が明示されイングランド銀行総裁によって実際に支払われなければならない。グランド銀行総裁に対する十分な保証とはみなされない。

第五条 英国海軍主計総監のためイングランド銀行へ支給された金は海軍省のため海軍主計総監もしくは上述の権限を持つ人によって署名されイングランド銀行総裁に提出するに非ざれば銀行から支払うことはできない。手形には支給先のルームナンバーを明示することを要する。引出された手形は、その手形の記載人もしくは持参人へ支払する銀行に対して保証となる。既述の議会制定法は一七八五年七月一日に施行される。M卿のためイングランド銀行に口座を設けることを規定する法律の施行日は一七八六年一月十三日まで延期され、それからM卿はイングランド銀行および総裁との間に口座を設ける。口座は一八〇〇年五月三十一日辞任するまで続いた。この口座はM卿はイン格蘭

ド銀行総裁と結んだ唯一の口座である。

M卿への弾劾条項は次の通り

一七八六年一月十日メルヴィル卿が帝国海軍主計総監に在任中アレキサンダー・トロッター (Alexander Trotter) を主計官に任命した。同日M卿は主計総監としてトロッターにイングランド銀行から手形を振り出す権限を与えた。トロッターはM卿の保証の下で巨額の金を必要とする公共事業の配分を決定した。M卿が海軍主計総監の在職中海軍施設に要する金額を彼自身や部下のため転用し着服し職務上の義務に違反し議會制定法に違反して不正な行為をなした。

第一条 メルヴィルM卿が海軍主計総監の在職期間中、そして一七八六年一月十日以前海軍省から主計総監としての報酬一万ポンドの同額の金額を受領していた。M卿はこれを一八〇五年六月十一日下院で着服していないと言明した。しかしM卿の行動は職務上の義務違反であり、背任罪に該当し、王国の法律を侵害するものである。

第二条 M卿は職務を懈怠し海軍主計総監としての権限によってトロッターが海軍施設の目的外にイングランド銀行から多数の金額を引出すことを大目に見た。トロッターがイングランド銀行から不法に支出した金額を彼自身の名義で私立銀行トーマス・カツツ商会に預金したことを大目に見た。M卿のかかる行為は職務上の義務違反、背任罪であり、王国の法律に違反する。

第三条 帝国海軍主計総監としての監督権を規定する議會制定法通過後一七八六年一月十日以後M卿が主計総監在職当時屢々莫大な金額がイングランド銀行に振り出され支払われイングランド銀行の会計簿にある彼の口座に振り込まれた。トロッターはM卿に与えられた権限により同日以後主計総監在職中莫大な金がイングランド銀行から引出さ

れた。その際イングランド銀行の口座にM卿の名前を入れた。トロッターはイングランド銀行から卿によって引出された巨額な金銭を受取った。同日以後卿はトロッターがイングランド銀行から受取った巨額を彼自身の名義でトロッター所有同然のトーマス・カツツ商会に委ねることの不法を認め卿に与えられた権限によってその金を私用に供した。すなわち卿は公金をイングランド銀行からおろし私用のために供することを認めることになった。かかる行為は背任罪に当たり、職務上の義務違反である。

#### 第四条、第五条

第六条 卿とトロッターの間で交わされたイングランド銀行ヘトーマス・カツツ商会のすべての口座勘定、貸借勘定の会計簿、証書やメモは焼却され破棄された。

第七条 卿はトロッターから二万二〇〇〇ポンドその他巨額な財貨を取得した。それは利息なしにトロッターが卿に貸出したものである。その一部はトロッターがイングランド銀行から引出した公金から独占的に貸し出されたもので他は各種の資金から貸し出されたものである。

その他各種の資金の内訳はトロッターがイングランド銀行から不法に引出しトーマス・カツツ商会の手に委ねた公金とトロッターがトーマス・カツツ商会の手に委ねた彼自身の財産であった。それらの明細は不明確で公金をうまく隠匿するために口座証書、メモ、文書が焼却された。

第八条 卿はトロッターから得た公金の中、彼は二万三〇〇〇ポンドと他の巨額な財貨を得た。これはトロッターが卿に前払いをしたものである。これに対し卿は利息を支払ったと主張した。これをうまく隠匿するため口座名義、証書、メモ、文書を焼却した。

第九条 トロッターが卿が主計総監在職中卿の代理人として無償で卿の個人的業務を行った。そして一万ポンド乃至二万ポンドを彼のために立替えた。これはトロッターがトーマス・カツツ商会に委ねた財貨から引出した公金であり、又一部は出所不明な彼自身の財貨であった。トロッターの不法な行為によって卿は不当な利益を得た。

第十条 卿は一七八二年八月十九日付をもって帝国海軍主計総監に任命された。以後一七八四年一月十五日まで、一七八四年一月五日から一七八六年一月一日に至るまで数度にわたり帝国海軍主計総監として海軍省より海軍施設として巨額な財貨、即ち凡そ二万七〇〇〇ポンドを不当に横領し私腹を肥やした。

この弾劾事件に際し、議会の停会又は解散が弾劾を免れることができるかどうか問題とされたが否定的見解が述べられた。<sup>(3)</sup> 爾来今日まで一度もその例を見ない。

メルヴィル事件については下院の査問委員会が卿が海軍省在職中一七八六年一月トロッターが主計官に就任当時主計総監から借入れた一万ポンドの行方にメスを入れた。一万ポンドは初め卿の懐に入ったかどうか判らなかつた。しかし実際にはトロッター就任前卿に渡されていたことが判明した。卿は一七八二年八月十九日主計総監に初めて任命され、同年十月二十三日付の辞令によると彼の給料はその時まで他の主計官の受けていた報酬、賃金の全額に匹敵する全部で四〇〇〇ポンドであったことが議会で報告された。八月二十日にダグレス(Douglas)を主計官に任命した際、卿の口座に一〇〇〇ポンドがダグレスから支払われている。この立替えはダグレスの個人資産から卿に支払われた。委員会は一七八二年十一月六日まで大蔵省から海軍主計局に対して海軍経費として支払われた金は定期的の主計総監としてのメルヴィル卿のイングランド銀行の口座に振り込まれ彼の部下がこれを受けとるために大蔵省に出頭していたことが判明した。その日四万五〇〇〇ポンドが大蔵省から海軍主計局に支払われ、その中から四万ポンドは銀

行から彼の口座に支払われ、残りの五〇〇〇ポンドが主計総監の命により主計官によって国庫に保管された。二十二日には五万ポンドが大蔵省から海軍の主計局に納められた。その中四万七〇〇〇ポンドだけは銀行の彼の口座に支払われたが、残りの三〇〇〇ポンドは以前と同様に国庫に保管された。一七八二年十二月十九日さらに九万三八三〇ポンドが大蔵省から海軍の主計局に対して支払われた。その中、九万八三〇ポンドは彼の口座に振り込まれたが残りの三〇〇〇ポンドは同様国庫に納付された。一七八三年一月二日に一七八二年の十二月三十日の海軍省の覚書に従ってM卿の銀行勘定から前の主計局に対してなされた支払に対する立替えの償還として当時の前主計官エリス (Wellore Ellis) からその日に受領した五〇〇〇ポンドが(国庫)に納付された。

一七八三年一月二日以前に国庫に納付された額は次の通り、

一七八二年		
十一月六日	大蔵省から	五〇〇〇ポンド
二十二日	ダグレス	三〇〇〇ポンド
十二月十九日	〃	三〇〇〇ポンド
一七八三年		
一月二日	エリス主計官から	五〇〇〇ポンド
計		一万六〇〇〇ポンド

このように海軍経費のために海軍主計総監に対して発給された一万六〇〇〇ポンドという額が彼の命令によって銀行に保管されずに国庫に納まり、それがどのように処理されたかはダグレス報告と書類によって明らかである。これ

によると一七八二年十一月十一日国庫への最初の保管の五日後、主計官のダグレスは五〇〇〇ポンドという領収書と引きかえにM卿に渡し、同日さらに二〇〇〇ポンドを渡した。二十二日には同じ方法でさらに一〇〇〇ポンドが彼によってM卿に渡され、二十五日にはさらに三〇〇〇ポンドが渡された。

十二月十九日さらに一〇〇〇ポンドと三〇〇〇ポンドも会計官によってM卿が使用するために渡された。これは前のと合計すると一万五〇〇〇ポンドになる。一七八三年一月四日国庫には五五〇〇ポンド残っていた。この中から三〇〇〇ポンドが当時副会計官イェリコー (Yellie) に支払われ、国庫には二五〇〇ポンドしか残らなかった。そして残金すべてが一七八三年四月五日ダグレスによりM卿に手渡されている。

一万六〇〇〇ポンドについては金庫に預けられていたので三〇〇〇ポンドだけが後に海軍経費として副会計官に支払われたようでありM卿に支払われた残りの一万三〇〇〇ポンドの内訳は次の通り。

一七八二年

十一月十二日	国庫からメルヴィル卿へ	五〇〇ポンド
十二日	ダグレスから	二〇〇〇ポンド
二十二日	〃	一〇〇〇ポンド
二十五日	〃	三〇〇〇ポンド
十二月十九日	〃	一〇〇〇ポンド
〃	〃	三〇〇〇ポンド
一七八三年四月五日	〃	二五〇〇ポンド



計

一万三〇〇〇ポンド

このようにM卿は一七八三年四月五日には一万三〇〇〇ポンドに上る負債を国民に負うことになる。四月五日にM卿は海軍主計総監の地位を退いたが彼はこの負債を履行しなかった。退職四日後の四月十四日にこの不足額はその日ダクレスによって振り出された手形によって更に増えた。前会計官の銀行における借勘定は一万ポンドであり、それは持参人であるイエリコー支払となっていたが、実はそうではなくイエリコーに手渡されずにM卿に支払われていた。これで前会計官の銀行での借勘定、換言すれば彼の国民への負債は二万三〇〇〇ポンドになっていた。一七八三年四月三十日にはM卿に対する国の差引残高(借り)は八万九四〇八ポンド彼の受取る銀行の借勘定は六万六四〇八ポンドであり、したがって二万三〇〇〇ポンドの不足となる。この二万三〇〇〇ポンドは一七八三年六月二十四日までにはM卿から当然支払われるべきであったが、M卿の前の会計官としての借勘定の引下げが海軍給与課員グレイ(GRAY)によって一〇〇〇ポンドが支払われることによって初まった。当時と一七八三年七月三十一日の間に幾分似たような支払いがグレイとアトキンソン商会の下で取引をしていた広告会社によって行われた。それは全体で一萬五四〇〇ポンドになり、M卿の負債は二万三〇〇〇ポンドから七六〇〇〇ポンドへ引下げられた。

これら支払の日付と金額は次の通り

債務　メルヴィル卿

債権

一七八三年

一七八三年

四月十四日

六月二十四日

グレイ

一〇〇〇ポンド

二万三〇〇〇ポンド

七月七日

アトキンソン商会

五〇〇〇ポンド

七月十一日	グレイ	一四〇〇ポンド
七月十二日	アトキンソン商会	六〇〇〇ポンド
七月三十一日	ダグレス	二〇〇〇ポンド
	計	一万五四〇〇ポンド
	残高	七六〇〇ポンド
	計	二万三〇〇〇ポンド
	計	二万三〇〇〇ポンド

一七八三年の七月三十一日から一七八四年一月のM卿の役職への再任命後まで彼は銀行に対して前の主計総監としての借勘定かの七万六〇〇ポンドで残っていた。それは一七八四年の三月十三日まで少しも減らなかつたが、二〇〇ポンドが銀行における彼の二度目の主計総監としての借勘定から引き出され彼の最初の、つまり前の主計総監としての借勘定の中に入れられた。一七八四年四月二十四日には一〇〇〇ポンド、六月十七日には一五〇〇ポンド、一七八五年三月一日には他に一五〇〇ポンドが同様に彼の二度目の主計総監としての借勘定からM卿の最初の主計総監としての口座(勘定)へ移された。これは六〇〇〇ポンドに上り、彼の最初の主計官としての銀行への残高の不足が一六〇〇ポンドへと引下げられた。同時に彼の二度目の主計総監としての借勘定の六〇〇〇ポンドの一部となつた。

ところが一方一七八四年八月二十日に銀行における二番目の主計総監の借勘定(口座)から二〇〇〇ポンドをM卿の使用のために引出した。そして一七八五年五月二十五日にも同じことが同額で行われた。これによって最初の主計総監としての借勘定へ移された六〇〇〇ポンドと私用のために引出された四〇〇〇ポンドで計一万ポンドとなつた。それによってM卿はその日に六〇〇〇ポンドを二番目の主計総監の借勘定へ債務を負つたことを意味する。この一万ポ

ンドと最初の主計総監としての借勘定（口座）による一〇〇〇ポンドはM卿によって支払われていなかったのであるが、一七八五年の十月六日に銀行における第二番目の主計総監としての借勘定へ移された六〇〇〇ポンドと今度の私用のために引出された四〇〇〇ポンド計一万ポンドとなった。

この一万ポンドと最初の主計総監としての借勘定による一〇〇〇ポンドはM卿によって支払われていなかったのであるが一七八五年十月六日までに一七八五年十月六日銀行における第二番目の主計総監としての借勘定に対して行われた一〇〇〇ポンドの支払によって（当時M卿の年四回の給与）一万ポンドの不足分は九〇〇〇ポンドへと減額した。この時から一七八五年十月のダグレスの死、そして彼の後任トロッターの任命までの間、この不足額は変わらなかった。つまりM卿から国民に支払われるべき額は彼の最初の、つまり前任の主計総監としての一万六〇〇ポンド、第二の主計総監としての九〇〇〇ポンド、計一万九六〇〇ポンドであった。このことについてはトロッターが主計検査官に任命された時点でM卿が銀行から引出した公金、一万六〇〇ポンドを自ら持っていたことは明らかである。しかも彼から第二番目の会計官に支払われるべき一万ポンドは前任の会計官から引きつがれた何か特別な金から生じた借入金ではなく、その上に六〇〇ポンドを加えて計一万六〇〇ポンドが彼の公金から得た二万七〇〇〇ポンドの残余金が存在する。その中から最初の主計検査官に振り込まれ、残りの四〇〇〇ポンドはそれから第二番目の主計検査官へ手渡された。

何時、いかなる方法でこの二万七〇〇〇ポンドがM卿の所有に属したかについては査問委員会はこのようにして確認することができた。しかし如何なるM卿のためにこれらが回収され後にM卿がそれをどのように利用したかについては議会上に報告することはできない。しかし一部はドルモンド(Drummond)銀行のM卿の私的口座へ振り込まれた。

とは判つたから一〇〇〇ポンドは一七八二年十二月十九日に彼の役職への最初の就任の翌日にダグレスによって彼が貴族へ昇進した代償として当てられたものである。そして残額は海軍給与課員のグレイとM卿の間の貸借勘定となつたようであるがグレイは委員会の報告によると屢々M卿へ金銭的貸出を行ったのである。一七八三年四月十四日イェリコーに払い渡すための手形によって回収された一万ポンドという巨額の金の申請については委員会は追及することはできた。それはM卿によってアトキンソン商会への貸付金として使用されたいがM卿はその会社と貸借関係があり、会社は当時援助を必要としていた。この貸出金は一七八三年七月七日、十二日に会社からM卿の前の財務官としての銀行における貸借勘定へ払い戻されることによつて履行されたのであろう。さらに少額の引き出しの使途については未だ判明しなかつた。しかし議會に提出され、この事実の重大さに強く印象づけられ彼等がこの情報を入手する以前から準備していた弾劾条項がここに詳述されている事実のすべての証言を入れるように作成されていないことを懸念して彼等は既に準備された弾劾条項の理由として議會に報告することによつて彼等の義務を履行したのである。

メルヴィル卿は賛成反対ともに二一六票で議長が決するところにより無罪となつた。当時の首相小ピットは弾劾を不成立に終らしめるために尽力した。特に裁判官は卿が何等の不法行為をなさなかつたと判示した。この際議會の停会又は解散は弾劾を免れ得るかどうかが問題となつたが否定的見解は主張された。<sup>(3)</sup>爾来今日まで一度も弾劾事件を見ない。<sup>(4)</sup>

1621.	1678.
Sir Giles Mompesson.	Lord Stafford and four other
Lord Bacon.	Roman Catholic lords.
Sir F.Mitchell.	Lord Danby.
Sir H.Yelverton.	1680.
1625.	Edward Seymour.
The Earl of Middlesex.	Sir W.Scroggs.
	Earl of Tyrone.
1026.	1681.
The Earl of Bristol.	Fitz-Harris.
The Duke of Buckingham.	
1640.	1689.
The Earl of Strafford.	Sir A.Blair and others.
The Lord Keeper Fynch.	Lord Salisbury.
Sir R.Barkly and other judges.	Earl of Peterboroung.
1641.	1695.
Sir G.Ratcliffe.	Duke of Leeds.
	1698.
1642.	John Goudet and others.
Archbishop Laud.	
Dr.Cosens.	1701.
Bishop Wren.	Lord Portland.
Daniel O'Neale.	Lord Somers.
Sir E.Herbert.	Lord Halifax.
Sir E.Dering.	
Mr.Strode.	1709.
Mr.Spenser.	Dr.Sacheverell.
Nine Lords.	
Sir R.Gurney.	1715.
Mr.Hastings.	Lord Oxford.
Marquis of Hertford.	Lord Bolingboke.
Lord Strange.	Duke of Ormond.
Mr.Wilde.	Earl of Strafford.
Mr.Broccas.	Lord Derwentwater.
1661.	
Mr.Drake.	1724.
	Lord Macclesfield.
1666.	1746.
Lord Mordaunt.	Lord Lovat.
1667.	1787.
Lord Clarendon.	Warren Hastings.
1668.	1805.
Sir. W.Penn.	Lord Melville.

- (1) Keir, op, cit, p, 340, 452 f.; Pike, op, cit, p, 234; Hallam, op, cit, II, p, 177; Feilden, op, cit, p, 157, 477; Taswell-Langmead, op, cit, p, 532 note; Taylar, op, cit, II, p, 457; Foster, op, cit, p, 590. note (19); Phillips, op, cit, p, 69; Mohl, a, a, O, S, 683-695.
- (2) Report from Committee appointed under the said Lord Viscount Melville, Lords Journals, 1806. Tanner, op, cit, p, IV 149-177; Simpson, op, cit, p, 684; Taylor, op, cit, II, p, 457; Pike, op, cit, p, 234; Taswell-Langmead, op, cit, p, 532; Mohl, a, a, O, S, 696-701; Feilden, op, cit, 157; Dicey, op, cit, p, 443; Phillips, op, cit, p, 69
- (3) Phillips, op, cit, p, 69
- (4) Maitland, op, cit, p, 447; Congress Library, Select list References on impeachment, 1912, p. 35.

## 第六章 ハノーヴァー王朝以後の裁判官弾劾事件

一 一七二二年ページ (Baron Page) 事件 財務裁判所長官フランシス・ページ卿は、ある都市の選挙に関連して某人物を候補者として選定することを依頼し、その対価として手数料を免除し金を交付するまでの買収を行った罪で訴追され、全院委員会で証人調べがなされた結果一二八対一二四で動議は否決された。

二 一八〇五年ルツク・フォックス (Luke Fox) 事件 アイルランド民訴裁判所裁判官ルツク・フォックスは大陪審においてアイルランド総督を罷免しよう国王に請願するのはアイルランド人の義務であるとする政治的内容の説明をし、さらに某連隊の隊長に対しても同様の行為をしたほか定刻に出頭しなかった州長官に多額の罰金を科し小陪審に対して侮辱的発言をしたとして上院で責任を追及された。特別委員会、全院委員会で凡そ二年にわたって審議さ

れたが、フォックスの主張に基づき首相が下院で決議すべしとの理由で手続を終結するよう動議が提出され賛成多数で採択されて手続は終了したがフォックスは一八一六年までその職にとどまった。

三 一八一三年エレンバラ (Lord Ellenborough) 事件 首席裁判官エレンバラはプリンセス・オブ・ウェールスの行跡を調査する委員会の委員として調査結果である証人尋問の結果の一部を誤まって陳述したとして上院で責任を追及されたが動議は否決された。ついで一八一六年には彼は下院で自己の主宰する刑事法廷で被告人の立場にある議員から十三項目にわたる問責条項書の提出を受け追及された。その事由は弁護人の疲労を無視して深夜に弁護側の立証を強制し、証拠について陪審に誤った説示をし審理中に不公平、不公正、弾圧的態度をとったというものであった。しかし動議は否決され院により議会議事録から抹殺された。

四 一八一九年ジェームス・マックレランド (James McClelland) 事件 アイルランド財務裁判所裁判官マックレランドは軍人たちに対す不当な退廷命令、審理延期の申立ての不当な拒否を理由に下院で追及された。調査を求める動議を提出した議員の主張に徴しても腐敗した動機に基づくものとはいえず、問題は裁判官の裁量の範囲内にある純粋に手続的問題であるとして動議は否決された。すなわち(1)腐敗した動機に基づかない(2)純粋に手続的な問題は、その後の事案処理の基本原則となった。

五 一八二二年 ベスト (Justice Best) 事件 裁判官ベストが冒瀆的文書による名誉毀損事件の被告人に対し裁判所侮辱罪で三回罰金刑を科したことを問題とする請願書が下院に提出された。罰金刑は再審を求める申立てに基づいたので下院は王座部の上訴審での権限を受け容れるものではないとして六四対三七で請願を却下した。これはいわれのない攻撃から裁判官を保護しようとする議会の対応を示すものである。

六 一八二二年グレーディ (Standish O'Grady) 事件 一八二二年アイルランド財務裁判所首席裁判官グレーディが従来からの基準を越えて違法に手数料を増額したとするアイルランド裁判所問題担当委員の報告書が提出された。グレーディは従来金額を倍加させる新しい手数料基準を導入していた。下院では二つの特別委員会が調査が進められ、その報告書のもとに右担当委員による再調査が実施された。全院委員会では報告書を基礎に討議した結果、首席裁判官による手数料の増額は違憲違法であると決議し、本会議でも承認された。しかし同裁判官が全院委員会で審理の段階で右担当委員調査の際、証人に対する裁判官の反対尋問も行われず反証のための証人喚問と認められなかったことなど防御の機会が全く与えられていなかったことを理由に政府並びに議員の間からも反対論が出され、結局二年間の審理の後、下院は三八対一六で手続を進行しないことに決定した。

七 一八二五年のケンリック (William Kenrick) 事件 イングランドの治安判事兼ウエールズの大巡回区裁判官ケンリックは治安判事の権限を乱用したとして請願に基づいて下院で弾劾された。治安判事としての職務上の非行があれば大巡回区裁判官の地位も剝奪されるという理由で全院委員会は証人調べを行い弁護人の弁論を聴取し、討議を重ねたが手続を進行する必要なしと決議した。翌年同裁判官は某の所有にかかる家屋を入手する目的でその者を窃盗罪で起訴した廉で請願に基づき下院で訴追された。同裁判官は寛大な刑を嘆願するのと引き換えに罪を認めるようその者を説得したとの追及を受けた。本件は結局同裁判官の起訴の取り下げによって終了した。下院は職務と関連のない私的行為といえども罷免請求決議を正当化しうるものであることを承認したが、証人調べ、弁護人の弁論、討議の後、同裁判官の行為が腐敗した動機に基づくことを認めるべき明白な根拠がないとして全院一致で動議を否決し裁判官はその職を辞した。本件により裁判官の私的行為といえども不適当なことが特に顕著なる場合には、その行為を調査す



ることは議会の責務であるという原則が確立した。

八 一八三〇年のジョン・バリントン (Sir John Barrington) 事件 アイerland 海事裁判所裁判官ジョン・バリングトンは裁判所に支払われた合計九〇〇ポンドの金を横領した罪でアイerland 問題担当委員の報告書に基づき下院で訴追された。事案は特別委員会に付託され証拠調べの結果事案通りに決定した。同裁判官は委員会から出頭を命ぜられ喚問を希望する証人を明示するよう求められたが応じなかった。同裁判官の弁解を聴取することなく手続を続行することの可否をめぐって論議が交わされ同裁判官の弁護人もその点を衝いたが、同裁判官が委員会への出頭命令に応じなかったこと、事案は証拠書類で十分立証できること同裁判官が事実を自認していることを理由に全委員会に証拠調べを打ち切り裁判官の弁明を直接聴取することなく罷免請求決議を行った。この決議は上院に送付され上院では下院と異なり同裁判官の弁明を聴取し証人に対する反対尋問も許可して審議を行った結果、罷免請求決議に同意した。上院の同意は下院に伝えられ両院から任命された数人の議員により国王に罷免請求決議書が提出され職を免ぜられた。

九 一八四三年のアビングー卿 (Lord Abinger) 事件 財務裁判所首席裁判官アビングー卿は選挙権の拡大を求めるデモとストライキに参加した被告人たちの事件で陪審に対し被告人たちの政治的思想を長々と非難する説示を行った罪で下院で訴追された。その内容は労働者に選挙権を与えれば君主制と貴族制の崩壊をもたらすとするもので議会や新聞でも激しく批判された。トリー内閣は裁判官も政治問題について発言することもありうるとし同裁判官を擁護する立場から調査を求める動議に反対し結局二二八対七三で動議は否決された。

一〇 一八四三年ガーネイ (Baron Gurney) 事件 騒擾罪事件で十分に防衛の機会を与えられなかったとする受理

者の請願に基づきアビンガー事件と同じ議員からガーネイの行状の調査を求めめる動議が提出されたが非難されるべき行為がなかったとする内務大臣の調査結果が発表され動議は取り下げられた。

一一 一八五六年トーレンス (Justice Torrens) 事件 アイルランドの裁判官トーレンスは婚姻関係事件で伝聞証拠を許し信用性のない証言を採用したとする請願に基づき下院で責任を追及された。同裁判官は五人の裁判官の一員として審理に参加したにすぎず裁判も上告審で支持された。下院は手続を再審理する裁判所の責務を引き受けるものに非ずとして行状の調査を求めめる動議を否決した。

一二 一八六七年のケリー卿 (Lord Kelly) 事件 財務裁判所首席裁判官ケリー卿が裁判官の身分を有しない三十二年前に選挙買収容疑で同人を調査していた下院での委員会で虚偽の供述をしたという請願書は上院に提出された。請願書を提出した議員は調査委員会を設置し事実が確認された時には罷免請求決議を要求した。上院は三十二年前の行為を問題とすること自体に批判的であつたし同裁判官は裁判官になる前に法務次長 (Solicitor general)、法務長官に就任したが、その際何等の反対もなかつたことが考慮され、前記議員が請願書を取り下げることにより罷免手続は終了した。

一三 一九〇六年ウイリアム・グランサム (Sir William Grantham) 事件 王座裁判所裁判官グランサムは有力な保守党支持者として知られていたが二つの選挙訴訟において党派的政治的偏見を示したとして下院で追及された。すなわち同裁判官は一九〇六年一月施行の選挙に際し一九〇五年十月に保守党候補者自身により主宰された飲酒を伴うパーティーについては選挙は未だ切迫していないという判断を示し同人の当選を有効としながら同年九月に自由党候補の両親によって主宰されたパーティーについては選挙直前に開催されたから違法な饗応に当たるとして当選無効と

した。さらに彼はロンドン市長の主宰する晩餐会の席上係属中の保守党候補者の事件について不穩当かつ偏見に満ちた感想を述べた。三四七人の議員が調査を求める動議を支持し討議が重ねられたが罷免請求決議の可決には至らなかった。しかし一九一一年彼に対する非難は再発し彼はリバプールで開かれた王座部の法廷で下院を激しく攻撃したが首相は罷免請求決議の提出を却けて落着した。

一四 一九二四年のマッカーデー (Sir Henry McCordie) 事件 王座部の裁判官マッカーデーはインドにおける騷擾事件に際し群衆に発砲を命じたとして政府から罷免された將軍の行為を争点とする文書による名誉毀損事件の審理において陪審に対し將軍の行った行為は正当であり政府の罷免処分は誤まりとする判決を示したことにより下院で罷免請求動議が提出された。首相は動議を討議に付すると名誉毀損と同じことになるうえ同裁判官の行為には罷免請求決議を正当化するような道徳上の非行のないことが明白であることを理由に討議の時間を与えることを拒否した。そこで議員は動議を取り下げた。

一五 一九七三年ドナルドソン (Sir John Donaldson) 事件 一九七三年一〇月労使関係裁判所は技師の合同労組の政治基金の一部を没収する裁判を行った。労働界は組合の政治活動に対する弾圧であるとして猛烈に反発し労働組合主義者、労働党議員は、その裁判を担当した同長官ドナルドソンに対する激しい批判のキャンペーンを展開した。下院では政治的偏見を理由に長官に対し罷免請求決議の動議が提出され一八七人の労働党議員が賛成した。これに対し長官は没収した金が政治基金か否かについては知らなかったと弁解した。大法官ヘルシャム卿は長官を擁護する立場をとりて「裁判官の独立」の観点からこれに関与した労働党議員を激しく非難した。これに対し大法官の発言は下院を侮辱するものであるとして大法官非難の動議を提出するなど事態は一層紛糾したが裁判官の罷免請求動議の提出も

時間切れとなり未遂に終った。<sup>(1)</sup>

(1) 三好幹夫・英国の裁判官罷免 弾劾裁判所年報 No. 3

## 結 論

英国では弾劾制度が発生するに至ったのはエドワード期における三権分立制の確立に伴って大臣および政府高官の職権乱用に対して下院が弾劾し上院がこれを審理するという制度が登場する。そしてこの制度が初めて適用を見たのが一三七六年のラティマーおよびネヴィル卿事件であり、その後リチャード二世治下に弾劾事件は続発する。しかしチューダー王朝期には議会が国王に対して従順であったため弾劾事件は起こらず弾劾事件が再び活発になったのはスチュアート王朝期に入ってからであり、特に注目されるのはストラアフォード事件、ガンビー事件であるが、ガンビー事件においては大臣弾劾では大臣の行為の合法性のみならず同時に誠実性、公正性および効率性も問われるという原則が下院によって初めて採用されており、同事件は弾劾事件史上極めて重要な意義を持つ。

英国弾劾制度の特色を挙げると、第一に英国では独立した弾劾法律は存在せず、この制度は憲法習律として発展してきたものである。第二に弾劾の対象となるのは貴族、庶民を問わず総ての政府高官、裁判官である。第三に弾劾は先例によって職務犯罪のうちでも反逆罪 (Treason) 相当のものとされており、職務行為の合法性にとどまらず誠実性、公正性、効率性も問われる。従って大臣弾劾は、その政治的責任追及の性格からして容易に内閣の交替を求める制度へと変容し議院内閣制の帰結として大臣に免責を与えるようになるという傾向が生ずる。第四に下院の弾劾に基づき上

院が通常の裁判手続きに従って審理し、事実問題と法律問題を区別することなく投票により決する。議会の解散は弾劾の効果に影響を及ぼさず、上院の判決以前の国王による恩赦権の行使は無効である。

何故弾劾制度の如き議会の権威を高める古い制度が一八〇六年のメルヴィル卿事件以後一世紀半も用いられず終つたろうか。その直接的要因としては、ワーレン・ヘスチング事件およびメルヴィル事件で弾劾手続きが如何に複雑であるかが分つたからであり、剩一七〇一年や一七一五年事件に見られるように政党間の党派的感情のために予想外の弊害を誘致することが少なからずあつたからである。ダイシー教授も指摘する如く、<sup>(1)</sup>今日では大臣は弾劾により適当に救済され得るような犯罪を犯さんとする誘惑物のある地位に就任し得ないこと、<sup>(2)</sup>弾劾の目的とするところは通常裁判所の審理によつて一層克く達成し得るからである。然るにかつて国民の思慮ある意思を強化するために必要であつた非常な救済手段としての弾劾制度がなお残存している理由は、<sup>(2)</sup>一は英国国民の保守主義の賜であり、二は犯罪が屢々通常裁判所によつては正当な処罰をなし得ず上院によつて克く審理され得るといふ考慮に基づくからである。

英国において弾劾制度が必要であり屢々行われていた時代というのは、国王に対する議会の統制力が比較的弱く司法権は公正でなく国王とその高官が政治犯人を司法裁判所にかげず、またこれを妨害するような時代であつた。このような時代には国王の高官に対する議会の統制作用として弾劾制度の存在理由があつたわけであるが、その後議院内閣制の確立するにしたがつてその有効性を漸次喪失するに至つたことはいうまでもない。すべての大臣および高官は絶えず議會によつてその行動を批判され、その統制下にあり、弾劾に該当するような犯罪を犯す機会、少なくとも若し犯罪を犯した場合には、これを通常裁判所によつて審理すればよく、犯罪に至らない非行の場合には弾劾に見られるよ

うな面倒な手続きをとるよりも世論の批判に俟つ方がよい。

(1) Dicey, *op. cit.*, p. 327

(2) *ibid.*, p. 454f

**附記** 弾劾制度の研究(昭和三十三年)は公刊以来三十余年を経過した。その後、新版(昭和五十四年)には「ニクソン大統領弾劾の意義と憲法問題」および弾劾裁判所で裁判官弾劾法改正案検討中意見を求められた試案を追加した俵にしておいた。その後二度にわたる在外研究中欧米で蒐集した膨大な資料・文献を暇を見て検討しており、これを土台にロバート・フォン・モール、代議的君主制における大臣責任論(一・二)(比較法学一五卷二号・一六卷二号)一九世紀ドイツ立憲君主制における國務大臣弾劾制度(比較法学二〇卷一号)フランツ・ハウケ、大臣責任制度論——オーストリア国法の比較的研究(比較法学二一巻二号)、フランスの弾劾制度(比較法学二二巻二号)、英国弾劾制度の起源(比較法学二三巻一号)を公表した。本論も、その続篇をなすもので今後に残された「米國弾劾制度の研究」は最も広範にわたり私の学生生活の終着駅となるものと思ひ最後の仕上げに取り掛かっている次第である。